

# 明代蜀王府と成都三護衛

——とくに護衛返上・衛所官配転・軍事活動を中心に——

川 越 泰 博

はじめに

## 一 護衛返上に至るまでの蜀王府

- (一) 世子悦嫌とその早世
- (二) 友培の襲封と悦耀の陰謀事件
- (三) 友培の謀反嫌疑と護衛の返上

## 二 護衛返上による衛所官の配転

- (一) 配転記事の抽出
  - ① 『成都左護衛選簿』から
  - ② 『豹韜左衛選簿』から
- (二) 配転の実態

## 三 残置護衛の軍事活動

- (一) 戦歴と戦役地とその年次と

明代蜀王府と成都三護衛（川越）

(二) 戦役地からみた護衛返上以前と以後  
おわりに

## はじめに

一介の布衣から身を起こし、天下を統一して全中国の支配者となった明の太祖洪武帝は、その七十一年に亘る波乱に満ちた生涯において、親王二十六子、公主十六女を儲けた。皇太子以外の親王は全員、諸王封建制度にもとづいて封地に之国（就藩）した。この制度は、前代の宋・元兩朝滅亡の遠因に鑑みて太祖が洪武三年（一三七〇）に設けたもので、諸子を国内の要地に分封し、兵馬の権を与えて、宗室の藩屏とするものであった。この方針に沿って、洪武三年（一三七〇）四月七日に、丙申の年（一三五六）生まれの第二子から洪武三年（一三七〇）二月に生まれたばかりの第十子までの九人と従孫一人の計十人をそれぞれ王に封じた。最終的には、二十五人の諸王が生まれた。

この中で、太祖の治世中に封地に之国したのは、西安（陝西）に就藩した第二子の秦王から宣府（北直隸）に就藩した第十九子の谷王までの十七人と桂林（広西）に就藩した従孫の靖江王であり、第二十子の韓王以下の之国は、靖難の役を経た永樂六年（一四〇八）以後のことであった<sup>(1)</sup>。

四川の成都に之国したのは、太祖第十一子の朱椿である。椿が蜀王に封ぜられたのは洪武十一年（一三七八）春正月一日、椿はときに八歳であった<sup>(2)</sup>。それから十二年の歳月が流れ二十歳になった洪武二十三年（一三九〇）の春正月二日、いよいよ四川成都府へ之国することになった<sup>(3)</sup>。

之国するにあたっては、十分な準備がなされた。まず、王妃の冊立である。それは、洪武十八年（一三八五）冬十月四日のことで<sup>(4)</sup>、ときに十五歳であった蜀王朱椿の王妃に冊立されたのは、太祖洪武帝が「衛青・李靖」に匹敵する名将である<sup>(5)</sup>と称賛した藍玉の女であった。

ついで、翌年七月には、蜀王府の軍事機関として、成都左護衛・成都中護衛・成都右護衛の三護衛が設置された。これは既存の衛所の転用と新設とによつた。成都左護衛は、既存の成都護衛を転用したものであり、成都中護衛・成都右護衛は新たに設置されたのであつた<sup>(66)</sup>。王妃冊立によつて、蜀王朱椿の泰山(岳父)となつた藍玉が、太祖洪武帝の命令によつて、四川に乗り込んだのは洪武二十二年(一三八九)二月であつた。「太祖実録」洪武二十二年二月己未の条には、

【史料A】

涼国公藍玉に詔して、四川に往き、城池を修理し、軍馬を整練し、都司以下の属衛の官軍、悉く節制を聴かむ。

とあり、一見すると、四川全体の城池の修理、軍馬の整練を一般目的としたものごとく受け取れるが、しかし、その最大の目的は、蜀王朱椿之國を明年に控えての、成都府の蜀王府宮殿の造営を含めた城池の修理であつたものと思われる。同年九月には、蜀王府の賞費用の鈔三十万錠を搬入するように、太祖洪武帝は戸部に命じた。京師南京から四川成都府まで、遠路はるばる鈔三十万錠を搬送するにあつては、軍士一八四〇人が動員され、その搬送を護衛したのである<sup>(67)</sup>。ちなみに、鈔三十万錠は、同年度の鈔賜与総額、その二・一%に相当する<sup>(68)</sup>。

こうして、着々、蜀王椿が成都の王府に之國するための環境が整えられた。やがて、翌年正月、二十歳を迎えた蜀王朱椿は、二日には、いよいよ之國することになった。

成都に之國した蜀王は世評の高い王であつた。かつて指摘したように<sup>(69)</sup>、「太宗実録」永樂二十一年(一四二三)春三月戊申の条には、「太祖皇帝、嘗て椿を称して、蜀秀才と曰う。蓋し宗室の最も賢為り」とあり、明・何喬遠の「名山蔵」卷三七、分藩記二、蜀王の条には、「天下言えらく、忠孝仁義は、必ず王に帰す、と」とある。また、朱椿が封ぜられた四川成都の蜀王府については、明・陸鏡の「病逸漫記」に、「天下の王府、惟だ蜀府のみ最も富み、楚府・秦府これに次ぐ」とあり、蜀(四川)全体に關しても、「明史」卷一七、蜀王伝に、「蜀の人、此より業に安んじ、日ごとに益々殷富たり。川中、二百年も兵革を被らざるは、椿の力なり」とみえることとくである。

かように賢君の月旦評を得た蜀王椿は、永樂二十一年（一四二三）二月十一日に在位四十三年、寿五十三でもつて薨去した<sup>10</sup>。二月二十七日に訃音に接した成祖永樂帝は、蜀王朱椿の死を悼んで、その日から七日の間、朝政を視ることを輟めるとともに献と賜諡した<sup>11</sup>。

その後、蜀王を嗣いだのは、孫の朱友埨である。ところが、継嗣して八年を閲した宣徳六年（一四三二）、成都三護衛に重大な変更が生じた。蜀王友埨が三護衛の内の二護衛を返上すると申し出たのである。それについては、『宣宗実録』宣徳六年六月辛亥の条に、

【史料B①】

蜀王友埨奏すらく、成都三護衛は請う、中右二護衛を以て朝廷に帰し、左護衛の官軍を留めて役に供さんことを、と。上、其の能く省約するを嘉し、之に従う。友埨又奏すらく、欠官は調補を請い、及び南人を留めて匠と為さん、と。皆之に従う。上、都督王瑄・兵部侍郎王驥に命じて、書を持って王に諭し、帰する所の二衛は皆南京に赴き、過ぐる所は糧を給し舟を与えしむ。仍お瑄等に命じて途中善く撫綏せしむ。

とあるように、蜀王友埨は成都中護衛と右護衛を返上したいと上奏した。これは直ちに宣宗の裁可するところとなり、二護衛の官軍受け取りのために、都督王瑄、兵部侍郎王驥の二人が派遣された。その結果は、同じく宣徳六年九月丁丑の条に、

【史料B②】

成都右中二護衛官軍の南京に調せられし者を改めて、龍虎左・豹韜左二衛と為す。

とあり、『大明会典』卷一〇八、兵部三、職方清吏司、諸司職掌、四川都司に、

【史料B③】

成都右護衛、後に龍虎左衛と為し、南京左府に隸し、成都中護衛、後に豹韜左衛と為し、南京前府に隸す<sup>12</sup>。とあり、清・彭遵泗撰<sup>13</sup>の『蜀故』卷六、兵衛、營制、衛所に、

【史料B④】

洪武二十六年、天下の都司衛所を定む。四川都司。成都左護衛。右護衛は後に龍虎左衛と為し、南京左府に隸す。中護衛は豹韜左衛と為し、南京前府に隸す。

と記されているように、成都右護衛の官軍は南京五軍都督府のうちの左軍都督府所屬の龍虎左衛に、成都中護衛のそれは南京前軍都督府所屬の豹韜左衛に配置転換されることになった。

蜀王府のために設けられた成都三護衛の中の二護衛は、このように南京龍虎左衛に成都右護衛が吸収され、成都中護衛は南京豹韜左衛に吸収された結果、成都左護衛のみが蜀王府が有する唯一の軍事機関となった。護衛の自主的返上、あるいは強制的返上（護衛削減）は、明代王府史からみれば、きわめて例外的なケースというわけではない。したがって、成都護衛の返上問題は、一見すると些細な変化あるいは改編と映じるかもしれない。だから、蜀王府を組上に載せた論放がこの問題をごく簡略にしかふれていないのも首肯される<sup>14</sup>。

しかしながら、成都左護衛や豹韜左衛の關係史料を精査すると、【史料B②】【史料B③】【史料B④】にみえるような成都右護衛→南京龍虎左衛、成都中護衛→南京豹韜左衛というシンプルな配転ではなかったことが分明する。とすれば、軍制史的には、護衛返上の際に成都の三護衛間でどのような人的改編が行われたか、そしてまた護衛返上後、蜀王府唯一の軍事機関となった成都左護衛はいかなる活動を行ったのかに関心が抱かれる。さらには王府史の観点からは護衛返上問題がどうして惹起されたのか、なぜ蜀王朱椿薨去後八年後の宣德六年（一四三二）のことであったのか、しかもそもそもそれは宣宗の諸王政策の上でどのように位置づけられる事案であったのか、換言すれば、護衛の返上という問題は、諸王政策の転換ならびに護衛変容の有り様を探り出す研究素材たりうるのではないかと考えられるのである。

本研究は、以上の問題関心にもとづき考察の歩を進めたものであるが、紙員の都合上、本稿においては、蜀王朱椿の之国から友墳の護衛返上に至るまでの歴史をのべ、その護衛返上によって生じた成都三護衛間における人事配転の様相、護衛返上後の残置護衛の軍事活動の実態等を明らかにしたいと思う。爾余の護衛返上問題を宣德朝の諸王政策の線上に位置づける作業の結果報告は別稿にて行うことにする。

## 一 護衛返上に至るまでの蜀王府

## (一) 世子悦燿とその早世

さきにふれたように、第一代蜀王の朱椿は、きわめて評判のよい人であった。ところが、その蜀王朱椿が薨去した八年後に成都護衛の返上がなされた。このような事態が起きたのは、蜀王府自体にその内的要因があったのか、それとも外的要因によるものなのか、その辺りから探っていく必要がある。

太祖洪武帝は、諸王封建制度の制定と連動する形で、諸王に日常嚴守させ、永久に改易してはならない祖法として、「皇明祖訓」を勅撰した<sup>15</sup>。この中には、諸王の子孫がつけるべき名前前の二文字の上の字として二十代分が作られ、下の字には五行に則して「木、火、土、金、水」の偏を付した文字を使用することが決められた。皇太子の東宮家には、「允文遵祖訓 欽武大君勝 順道宜逢吉 師良善用晟」の二十の文字が用意された。ところが、允の文字を有する第二代目の建文帝允炆は靖難の役で敗北したため、勝利した永樂帝が即位し、皇位継承権はその子孫たちに移った。かれらがつけるべき名前前は、「高瞻祁見祐 厚載翊常由 慈和怡伯仲 簡靖迪先猷」の二十字であった。明のラストエンペラーとなった穀宗崇禎帝の名は由検であったので、明朝の治世は洪武帝が想定したところの、ちょうど半分でとぎれてしまったのである。それはともかくとして、蜀王の子孫は、この命名法によって、朱椿の次世代からは、「悦友申賓讓 承宣奉至平 懋進深滋益 端居務穆清」の文字を順繰りに使用することになった<sup>16</sup>。蜀王朱椿の薨去後、蜀王を嗣いだのは友埭であるが、上記の命名法からみれば、朱椿の孫ということになる。世子、つまり朱椿の子で友埭の父は、悦燿といったが、世子のときに早世した。宣徳六年（一四三二）に護衛返上をするまでに、蜀王府は二代の蜀王を輩出していたが、実際には祖父・父・本人の三代が関わっていたのである。

護衛返上問題は、そのようなやや変則な蜀王継承と関わる事象であったのか、なかったのか、まずこのことから検

討の歩を進めていこう。

第一代蜀王朱椿については、藍玉党案との関わりを中心に、かつて別稿で論じたことがあるので、当面はそれになる<sup>(17)</sup>。蜀王の世系を仔細に考察された研究としては陳世松氏の「明代蜀藩宗室考」<sup>(18)</sup>があるが、第二代蜀王になるはずであった朱椿の世子悦燂の足跡については、全く論究がなされていない。それは早世したことや関係史料の絶対的不足ということに原因があるかもしれない。しかしながら、断簡零墨とはいえ、関係史料が若干存在している。それら関係史料を補綴して世子悦燂についてみると、この世子悦燂は、洪武二十一年（一三八八）八月二十七日に生まれたことが知られる。太祖にとつて二十九番目の男孫である<sup>(19)</sup>。蜀王朱椿は、この世子悦燂が生まれた後、つぎに男子を儲けた。それらは、明・焦竑撰の『国朝献徵録』巻一に収録する「蜀王伝」に、

〔史料C〕

王、雅なるを以て学問を好み、西垂を守りて安靖し、民に休息を与う。永楽三年、来朝す。二十一年、卒す。献と諡す。六子、長は悦燂、次は悦耀、悦燧、悦焞、悦焠、悦焮、悦焯、悦焮なり。悦燂は早卒す。悼莊世子と諡す。

とみえるように六子を有し、第二子は悦耀、第三子は悦燧、第四子は悦焞、第五子は悦焠、第六子は悦焮である。早世して悼莊世子と諡された悦燂は六人兄弟であったのである。第二子から第五子までは、永楽二年（一四〇四）夏四月四日にそれぞれ王に封ぜられた。これは、第二代皇帝建文帝の諸王削藩政策による燕王（のちの永楽帝）弾圧がその直接原因として起きた靖難の役において勝利した燕王が王座につき、永楽政権が発足してから三年目のことであった。この日、永楽帝は世子高熾（のちの仁宗洪熙帝）を皇太子に、第二子高煦を漢王とし、第三子高燾を趙王とした。この時、蜀王の第二子悦耀は華陽王に、第三子悦燧は崇寧王に、第四子悦焞は崇慶王に、第五子悦焠は保寧王に封ぜられた。つまり、この時点で未だ生まれていない第六子の悦燂を除く第二子から第五子までの四人がそれぞれ王に封ぜられたのであった<sup>(20)</sup>。このときに、このような封爵を受けたのは、蜀王朱椿の諸子たちだけではなかった。楚王、代王、谷王、韓王、晋王の諸子たちも同様であった<sup>(21)</sup>。賡語するまでもなく、これらの諸王の諸子に授けられたのは、「皇明祖訓」職制の「凡そ封爵、皇太子は授くるに金冊金宝を以てす」に始まる条に、「親王の次嫡子及び

庶子の年十歳に至れば、皆郡王に封じ、授くるに鍍金銀冊銀印を以てす」と規定しているように「郡王」の爵号であった。<sup>22)</sup>

世子悦嬪が初めて来朝したのは、永樂元年（一四〇三）夏四月九日のことであつた<sup>23)</sup>。永樂帝が南京の紫禁城の奉天殿において皇帝の位に即いたのは、洪武三十五年（建文四年（一四〇二）六月一七日、登極したことを内外に宣言するための即位詔を發布したのは七月一日であつたから<sup>24)</sup>、世子悦嬪の来朝は、その十ヶ月後、時に十五歳であつた。悦嬪の来朝する前後に他の王府からも世子の来朝があり、永樂帝に挨拶するためのものと思量される<sup>25)</sup>。

つぎの来朝は、永樂三年（一四〇五）九月一日で、このときには、永樂帝は皇太子に命じて文華後殿で賜宴し、隨行者の者たちには西廡にて宴を賜つた<sup>26)</sup>。帰国するためにお暇の意を述べたのは翌月の冬十月四日であつた。京師滞在は一ヶ月である。帰国するにあつては、成祖永樂帝から、悦嬪の純雅にして論勉進学なるを嘉され、白金綵幣を賜つた<sup>27)</sup>。この来朝はいつたどのような目的があつたのであろうか。九月十七日には、「太宗実録」永樂三年九月己酉の条に、

【史料D①】

左軍左都督劉貞の孫女を冊して蜀の世子悦嬪の妃と為す。

とあるように、世子の妃として、左軍左都督劉貞の孫女が冊立されている。悦嬪、十八歳である。この冊立から一週間後の二十三日、すなわち同じく九月の乙卯の条には、

【史料D②】

左軍左都督劉貞の子俊を以て金吾後衛指揮使を襲しむ。

と、劉貞の子の記事がみえる。劉俊のこの世襲と蜀の世子悦嬪の妃冊立とは、偶然にも時期が重なつたのではない。このとき、劉俊が金吾後衛指揮使を襲いだしたのは、悦嬪の妃冊立と連動するもので、妃は劉俊の息女であつたとみなすべきである。ただ、「皇明祖訓」職制によると、世子・郡王の婚姻に関して、

【史料D③】



凡そ王の世子並びに郡王の娶妃及び郡王の受封、並びに郡王の嫡長の襲封する者は、当に先ず上聞すべし。朝廷、人を遣わし、止だ冊命之礼を行う。

とあり、上聞すると、明廷から使者が派遣されて「冊命之礼」を行うことが規定されているだけで、冊立に関する来朝の規定はない。たしかに、同年永樂三年（一四〇五）には、長山王（斉王第三子賢燦）等の妃冊立があったが、だれも来朝していない<sup>(28)</sup>。しかしながら、悦嬪だけは来朝している。これが、妃の冊立と全く無関係とは思われないけれども、この間の事情を伝える史料については現在のところ持ち合わせていない。

悦嬪の妃の祖父にあたる劉貞の女は、同年十一月には、太祖の第二十五子伊王朱彝の妃に冊立されている<sup>(29)</sup>。このように、女が親王の、孫女が蜀王世子の妃に冊立された劉貞とは、いかなる人物であったのであろうか。劉貞は、靖難の役終息後の八月一日、

【史料D④】

左軍都督府左都督劉貞に命じて遼東に鎮守し、其の都司属衛軍馬は其の節制を聴かしむ。

と『太宗実録』洪武三十五年八月壬子朔の条にみえるごとく、左軍都督府左都督遼東鎮守総兵官に任じられている。【史料D①】によれば、蜀の世子悦嬪の妃に冊立されたのは、「左軍左都督劉貞の孫女」に作っているから、それは、【史料D③】にみえる左軍都督府左都督遼東鎮守総兵官たる劉貞と同一人物とみて大過ないであろう。劉貞の事績に關わる記事は、『明実録』をはじめとする明代典籍に散見するが、纏まった列伝史料としては、王可大の『国憲家猶』卷二、憲典二に収載する都督劉貞伝や鄭曉の『吾学編』卷五五、都督劉貞の条があるにすぎず、決して多くはない。そこで、この二つの伝記史料を全文引載すると、つぎのごとくである。【史料D⑤a】は『国憲家猶』卷二、憲典二の都督劉貞伝、【史料D⑤b】は『吾学編』卷五五、都督劉貞の条である。

【史料D⑤a】

都督劉貞、合肥の人。洪武中、寧獻王、大寧に封ぜられ、分けて総兵と為る。文廟靖難、首め大寧に入り、尽く其の軍を握り、以て行<sup>44</sup>う。衆方に苦しむ。近辺に一人として公の命を聴く者無し。公、執えらるるを恐れ、一夜

窺かに勅印に負きて海に浮びて南す。京師、衆の已に去るを聞き、公も亦た降ると意う。因りて其の家を籍して獄に下す。明日、公、福建より還る。家人遂に皆積さるるを得たり。今に至るも子孫替らざるは蓋し当時幸にも全く亦偶然に非ざる者に似たり。

【史料D⑤b】

劉貞、合肥の人。開国の功もて左軍都督に累陞す。大寧總兵官に充てられ、懷來城池を修め左軍に改めらる。靖難の兵起るや、貞及び陳亨・卜万、大寧軍を引きて松亭関に出で沙河に營し、遵化を復せんと欲す。亨に忒心有り。文皇、大寧に入るや、其の軍を掘り、以て行う。遂に松亭関に入る。貞、夜勅印に負きて海に浮びて歸る。時に建文君、北平に行きし諸將の文皇に降るを聞き、貞の家を籍し獄に下す。俄に貞、海道由り福建に出で京に還るや、詔して其の家を積す。靖難の後、左都督に陞せられ、遼東に鎮するも、恒に愧憤を懷く。永樂元年に卒す。貞の長女は文皇の昭順德妃なり。故を以て禍より免るるを得たり。次女は伊王妃なり。

【史料D⑤a】・【史料D⑤b】に引載した二つの史料を比較校合すると、劉貞の事績に関してその大要を知ることができる。それによると、

- ① 劉貞は合肥（南直隸）の出身で、洪武中、大寧の總兵官に任じられた。
- ② 靖難の役が起き、燕王軍が大寧に入ってくると、劉貞は福建經由で京師南京に逃れて還つた。
- ③ 總兵官としての責任を放棄して逃亡したことで、その家屬は獄に下されていたが、京師への生還で釈放された。

以上が双方の史料に共通する事項であるが、【史料D⑤b】独自の記事として、④靖難の役後、遼東總兵官に任じられたこと、しかしながら、⑤恥と怒りを懷いていたこと、⑥劉貞の卒年は永樂元年（一四〇三）であったこと、⑦劉貞の長女は文皇の昭順德妃で、その縁故でもって建文旧臣であり、燕王軍に敵対したにも関わらず、その罪を逃れたこと、⑧次女は伊王妃であったことを伝えている。靖難の役終息後、遼東總兵官に任じられたことは前引【史料D④】の記事に照応する。それは洪武三十五年（一四〇二）八月のことであった。とすると、⑥は劉貞の卒年を永樂

元年（一四〇三）としているから、その翌年には死去し、総兵官として遼東に鎮守したのは、わずか一年にすぎなかったことになる。

ところが、張徳信著の「明代職官年表」「鎮守総兵官年表」の遼東総兵官の項によると、建文四年壬午（一四〇二）に繫年して、

【史料D⑥】

劉真

八、壬子、一、左軍左都督僉事

九、庚子、廿、遷左軍左都督。

とし、遼東総兵官に劉真なるものをあてていて、その退任の年次は永樂十年壬辰（一四二二）に作っている<sup>31</sup>。「鎮守総兵官年表」では、建文四年（一四〇二）における靖難の役終息後の八月一日から永樂十年（一四二二）での遼東総兵官の地位にあったのは劉真という人物であったとするのである。

これは、さきへのべた劉貞の遼東総兵官在職一年と比較すると乖離が大きい。とすれば、別人かとの疑念も抱かれるが、しかしながら、別人では理解しがたいところがある。まず、劉真が遼東総兵官に叙せられた年月日を、【史料D⑧】では建文四年（一四〇二）八月一日とする。これは劉貞が叙任された【史料D④】の洪武三十五年（一四〇二）八月壬子朔（一日）の記事と照応する。劉真と劉貞と名が相異する件に関していえば、劉貞を劉真に作る列伝史料もある。それは、嘉慶『廬州府志』卷二九、名將下に載せる劉真伝である。

【史料D⑤c】

劉真、合肥の人。太祖に従いて左軍都督に累官し、大寧総兵官に充てらる。靖難の兵起るや、真及び陳亨・卜万、大寧軍を引ききて松亭関に出で沙河に營し、遵化を復せんと欲す。亨に陰かに成祖と結ぶ。（燕王軍が）関に入るや、真、夜勅印に負きて海に浮びて南す。時に建文帝、北平の諸將皆降るを聞き、已に真の家を籍し獄に下す。俄に真、海道由り福建に出で応天に還るや、詔して其の家を釈す。靖難の後、左都督に官せられ、遼東に鎮

するも、恒に愧憤を懷き、竟に憂いを以てに卒す。

この列伝記事の内容は、前引「史料D⑤a」・「史料D⑤b」に共通する劉貞の事績、すなわち①②③と合致する。さらに「史料D⑤b」独自の記事としての④靖難の役後、遼東総兵官に任じられたこと、⑤恥と怒りを懷いていたこととの二点とも合致する。

【史料D⑤a】・【史料D⑤b】と【史料D⑤c】とは、以上のように共通する事項が多いので、【史料D⑤a】・【史料D⑤b】の劉貞と【史料D⑤c】の劉真は、同一人物とみなしても大過ないのではないかと思われる。とすれば、【史料D⑥】に引く「鎮守総兵官年表」遼東総兵官の項の記事も、合肥出身で、左軍都督として、建文四年洪武十五年（一四〇二）八月に遼東総兵官に任じられた劉貞のことを指すとみなしても問題ない。問題はその在任期間であるが、【史料D⑤b】は永樂元年（一四〇三）に卒としているから、在任一年、これに對して「鎮守総兵官年表」は永樂十年（一四一二）まで在任したとしている。そうすると、劉貞と劉真とは別人という可能性大であり、【史料D⑤a】・【史料D⑤b】の劉貞〃【史料D⑤c】の劉真という見方と大いに齟齬をきたすことになる。それでは、その没年をどのように考えるかということになるが、その考えるヒントになるのが、【史料D②】に引く「左軍左都督劉貞の子俊を以て金吾後衛指揮使を襲がしむ」という記事である。軍制上の世襲に関して、「襲替」という用語には厳密な区別がなされていた。襲は前任者の死去後職をつぐ場合をいい、替は老疾などのために職をつぐ場合をいうが（万曆「大明会典」卷二二〇、兵部三、詮選三、武職襲替、参照）、これを混淆して使用することはきわめて少なかつたようである<sup>32</sup>。

この用語法に即すれば、左軍左都督劉貞の子俊が金吾後衛指揮使を襲いだしたのは、父劉貞が死去したからであるということになる。それでは、襲職した武職が「金吾後衛指揮使」であったかということになるが、それは劉貞の衛籍が金吾後衛であり、その地位が指揮使であったことに由来すると考えられる。成る程、劉貞は左軍左都督でかつ遼東鎮守総兵官であった。しかしながら、左軍左都督も遼東鎮守総兵官も、その人一代限りの流官であり、代々世襲できる世官ではなかった。劉貞の拠つてたつ地盤は衛籍のある金吾後衛であり、金吾後衛を衛籍としながら、左軍左都督遼

東鎮守総兵官の地位にあつたのである。郷貫という用語について、多くの『漢和辞典』では①生まれ故郷の戸籍、②故郷という説明がなされているが、明代戸籍制度下における「郷貫」の解釈としては正鵠を射ていない。郷貫は郷籍（本籍）と貫籍（所属先）に分別された用語であるからである。殿試合格者の名簿でもある『登科録』をみると、たとえば、

【史料E①】

許東望 貫山東平山衛旗籍 直隸宿松県の人<sup>33)</sup>

【史料E②】

王敏 貫南京錦衣衛軍匠籍<sup>34)</sup>

とあるを参照すれば、貫籍とは山東平山衛や南京錦衣衛に所属しているものの籍であることが明知される。それに対して、「直隸宿松県の人」という表記は、先祖以来の本籍地を示している。

衛所の場合、周知のように、某某衛の他にその衛に所属する守禦千戸所、その衛に所属せずに都司に直隸する守禦千戸所の二種があつた。したがつて、それらは衛籍と所籍とに分かれていたのであり、さらに衛所の人的構成員である衛所官・衛所軍は、それぞれ官籍・旗籍・軍籍等に分かれていた。その他、錦衣衛には校尉・力士・軍匠等も所属していたから、校籍・力士籍・軍匠籍の人もいた。衛籍と所籍はともにこのように細分化されているが、衛籍・所籍にあつて試百戸以上のものは官籍であつた。劉俊が金吾後衛指揮使を襲いだことは、劉貞・劉俊の郷籍は合肥県であるが、当時の貫籍は衛籍でかつ官籍であつたことになる。

ところで、洪武期に活躍した人物として、二人の劉貞がいた。一人は文官の劉貞<sup>35)</sup>、もう一人がいま検討の対象としている武官の劉貞である。後者の武官劉貞に関して『太祖実録』にみえる最も早い記事は、戊戌春正月癸丑の条である。

【史料D③d】

中翼右副元帥謝再興・元帥趙德勝・総管劉貞等、兵を率いて石埭県を略し、陳友諒の兵と遇いて戦い之を敗り、

其の將錢清・孟有德・張遵道等及び部卒四百余人を擄とす。

これは戊戌年、すなわち元の至正十八年（二三三八）春正月の出来事であった。朱元璋（明太祖）が集慶を攻略し、ここを応天府と改名し本拠と定めたのは、丙申年（二三三六）至正十六年（二三五六）三月のことであったから（新）、「太祖実録」における劉貞の初出は、その二年後のこととなる。その後の劉貞の動静に関する記事を列挙すると、同右書、洪武十八年三月丁丑の条に、

〔史料D⑤e〕

金吾後衛指揮僉事劉貞を陞して羽林右衛指揮同知と為す。

とあり、二十年三月辛亥朔の条に、

〔史料D⑤f〕

河南都指揮使劉貞を以て復び金吾後衛指揮使と為す。

とあり、洪武二十七年春正月辛酉の条に、

〔史料D⑤g〕

曹国公李景隆に命じて平羌將軍印を佩して甘肅に往き鎮守せしむ。都督宋晟・劉貞を調して馬歩壯士を率いて馬を盜み刃に寇するを緝捕せしむ。仍お陝西都指揮王英をして河州洮州鞏昌臨洮の軍馬を領して帰德金仏寺等処に往き叛羌を追捕せしむ。

とあり、洪武二十八年三月己亥の条に、

〔史料D⑤h〕

錦衣衛指揮僉事楊嵩を以て四川行都指揮使司都指揮同知と為し、石玉を陝西行都指揮使司都指揮僉事と為し、鎮南衛指揮僉事鄧頭を山東都指揮使司都指揮僉事と為し、四川行都司都指揮同知潘永を都指揮使と為し、府軍衛致仕指揮僉事劉貞を山西都指揮使司都指揮僉事と為し、旗手衛致仕指揮僉事劉義を河南都指揮使司都指揮僉事と為し、府軍衛致仕鎮撫郭青を福建行都指揮使司都指揮僉事と為す。

とあり、これに続くのが前引の洪武三十五年八月壬子朔の条にみえる【史料D④】、すなわち「左軍都督府左都督劉貞に命じて遼東に鎮守し、其の都司屬衛軍馬は其の節制を聴かしむ」という記事である。

これらの記事を繋ぎ合わせると、劉貞の官歴は、

① 総管

② 金吾後衛指揮僉事

③ 羽林右衛指揮同知

④ 河南都指揮使

⑤ 金吾後衛指揮使

⑥ 都督

⑦ 府軍指揮僉事

⑧ 山西都指揮使司都指揮僉事

⑨ 左軍都督府左都督遼東鎮守總兵官

となり、總管に始まって左軍都督府左都督遼東鎮守總兵官をもつて終っている。このように推移していった劉貞の官歴に対応してその戦歴にもふれた史料がある。それは、明・過庭訓の『本朝京省人物考』卷三三、南直隸廬州府一、劉貞の条で、

【史料D⑤】

劉貞、合肥の人。乙未、上に帰して従い、溧水・句容・溧陽に克ち、中丞水寨陳也先の營を破り総管を授けらる。常州を攻め、又石埭を略して陳友諒に遇い戦いて之を敗る。婺・衢に克ち太平を復し、南昌・吉安を下し、張士誠を安豊に敗り、友諒を鄱陽戦之湖口に塵す。武昌に克ち、湖州を下し、無錫を取り、中原を征するに従い、沂州・益都等郡に克ち、河南・潼関・潞州を取り、潞州百戸を授けらる。太原護衛千戸に陞せられ、又興武衛指揮僉事に陞せられ、府軍衛に調せらる。南を征するに従い、普定・盤江・雲南諸郡に克ち、調して金吾後衛

指揮使に陞せらる。尋で河南都指揮に陞せられ、招いて納哈出を降す。又征して魚兒海哈刺を捕え、右軍都督僉事督陝西總兵に陞せられ、西を征して哈梅城を破り偽王子を擒とす。広西の叛酋黃氏等の山砦を征し又南丹州・慶遠府を征し、分けて大藤峽及び大雲黃土石塘池南等洞を勦し之を破る。尋で左軍都督僉事に改めらる。三十五年、右都督に陞せられ、遼東に鎮す<sup>(47)</sup>。

とある。戦歴はさておき、その結果として授与された諸官を抜き書きすると、

① 總管② 潞州百戸③ 太原護衛千戸④ 興武衛指揮僉事⑤ 府軍衛⑥ 金吾後衛指揮使⑦ 河南都指揮⑧ 右軍都督僉事督陝西總兵⑨ 左軍都督僉事⑩ 右都督遼東鎮守總兵官

となる。【史料D⑤①】にみえるこれらの官歴は、『太祖実録』にみえる劉貞の官歴①～⑦と照応するところと照応しないところがある。照応するところは、

① 總管—① 總管

④ 河南都指揮使—⑦ 河南都指揮

⑤ 金吾後衛指揮使—⑥ 金吾後衛指揮使

⑦ 府軍指揮僉事—⑤ 府軍衛

⑧ 遼東鎮守總兵官—⑩ 遼東鎮守總兵官

の五項目である。照応するといつても、微妙な齟齬もある。⑧ 遼東鎮守總兵官—⑩ 遼東鎮守總兵官はいずれも洪武三十五年（一四〇二）に遼東鎮守總兵官に任じられたことで一致しているが、その官職は左軍都督府の左都督と右都督とで微妙な齟齬がある。また、金吾後衛指揮使と府軍指揮僉事の順番も異なっている。金吾後衛指揮使が先で府軍指揮僉事が後であるならば、指揮使から指揮僉事に降格されたことになる。果たして、かかる降格があったのであるか。それを詮索する手立てを有していないが、さきふれたように、劉貞の子男である劉俊が襲いだのは、『太宗実録』永樂三年九月乙卯の条、すなわち【史料D②】に引く「左軍左都督劉貞の子俊を以て金吾後衛指揮使を襲がしむ」と記されているように、金吾後衛指揮使であったから、これが劉貞の最終衛籍の官籍であったとするのが妥当の



ように思量される。したがって、「太祖実録」には記載がないけれども、劉貞は府軍衛致仕指揮僉事から山西都指揮使司都指揮僉事に起用されたあと、再度金吾後衛指揮使に叙せられた可能性なしとはしない。

それはともかくも、劉貞の官歴に関して「太祖実録」と「本朝京省人物考」との間に若干の齟齬はあるものの、「太祖実録」戊戌春正月癸丑の条である【史料D⑤d】の「中翼右副元帥謝再興・元帥趙德勝・總管劉貞等、兵を率いて石球峯を略し、陳友諒の兵と遇いて戦い之を敗り」という記事と、「本朝京省人物考」に依拠した【史料D⑤i】の「又石球を略して陳友諒に遇い戦いて之を敗る」の文言が合致している。【史料D⑤i】にみえる劉貞の記事では全く靖難の役時に関与して言及していないけれども、【史料D⑤d】等に引く劉貞と同一人物とみて大過ないであろう。とすれば、劉貞が朱元璋に帰附したのは、乙未年、すなわち至正十五年（一三五五）であったことが判明する。そして、以後、朱元璋、即位後は太祖洪武帝に従行し、多くの戦歴を積み上げてきた開国の功臣の一人であり、洪武帝崩御後は建文帝に仕え、大寧總兵官として靖難の役に際会した。建文政権が瓦解し、永樂政権が成立すると、左軍都督府左都督として遼東鎮守總兵官に叙せられたという赫奕たる履歴の武臣であった<sup>38</sup>。

蜀王世子悦嬭の妃に冊立されたのは、かかる劉貞の孫女であった。以上に贅語を重ねて、劉貞の素性を探ってきたのは、悦嬭の妃冊立を永樂帝の婚姻政策上に位置づけようとするためである。

永樂三年（一四〇五）に世子悦嬭の妃が冊立されたとき、同じ年に、妃冊立がなされた事例は、すでに註（28）でふれたように、世子悦嬭以外に四例あった。それらは、

崇陽王（楚王第五子孟煒）——貴州新添衛指揮僉事胡忠の女

通山王（楚王第六子孟煥）——湖広永州指揮僉事程斌の女

長山王（齊王第三子賢煥）——南直隸淮安衛經歷胡福の女

永和王（晋王第六子濟煥）——山西蒲州知州王綽の女

である。これらの郡王の妃の父は、指揮僉事（正四品）、衛經歷（從七品）、知州（從五品）であった。これに比して、悦嬭妃の祖父は都督（正一品）であり、官品の比較という観点からいえば、悦嬭妃と崇陽王妃・通山王妃・長山

王妃・永和王妃との間に大いなる懸隔があるようにみえる。その懸隔は世子と郡王との差であろうか。「明実録」から洪武初期から成化十年までの親王・郡王・公主・郡主等の婚姻事例を抽出して、それらを検討された魏連科氏の「明代宗室婚嫁制度述略」(『文史』三三、一九九〇年)によると、永楽帝の婚姻方針が示された第二代目親王や郡王・郡主の婚姻対象は平民・故官・低官位の武官であり、さらにそれらの婚家で中央の官に就任したものはおらず、後代の宗室親族に京職を除授せずという先例をなしたとしている。崇陽王妃・通山王・長山王・永和王の婚姻は、ほぼ方針に当て嵌まる。しかしながら、蜀王世子悦燿の場合は、その妃の出自を五軍都督府都督の家とすると、その祖父は中央の高官であり、永楽帝の婚姻方針から大きく乖離することになる。そこで想起されるのが、悦燿妃の祖父劉貞の没年である。その没年をどこに措定するかが、この問題を絵解きできるかできないかの鍵になるように思量されるからである。

前引【史料D⑤b】によれば、劉貞の卒年を永楽元年(一四〇三)としている。ところが、張徳信著『明代職官年表』第三冊「鎮守總兵官年表」では、永楽十年(一四一三)まで在職したとし、両者では在任年数に因して十年弱の隔たりがある。永楽三年(一四〇五)九月における孫女の蜀王世子悦燿への妃冊立は、前者であれば、劉貞没後のことであり、後者であれば遼東鎮守總兵官に在任中のことである。そのどちらかが正鵠を射ているとすれば、それは、前者ではないかと思量される。なぜならば、永楽三年(一四〇五)九月、すなわち、妃冊立決定一週間後に、劉貞の最終的衛籍であったと思われる金吾後衛の指揮使が子の劉俊によって世襲されているからである(史料D②【参照】)。劉貞が生存していれば、「子俊を以てを襲がしむ」ではなく、「子俊を以てを替えしむ」とあるべきである。とすれば、劉貞が永楽元年(一四〇三)に没した後、その世襲手続きがすぐに認められなかったが、蜀王世子悦燿の妃冊立にもなつてその世襲が認められたことになる。このように理解すると、悦燿妃のケースは故官に該当し、永楽帝の婚姻方針に照らし合わせても何ら乖離するものではなかった。

さて、故左軍都督府左都督・遼東鎮守總兵官劉貞の孫女を妃として迎えた蜀王世子悦燿には、それからちようど一年を隔した翌年(一四〇六)九月十三日に長子が生まれた。蜀王椿にとつては長孫であった。友増が賜名された(39)。

第一子にも恵まれた悦嬪の幸せは、長くは続かなかつた。悦嬪は、その妃が冊立されてから四年後、第一子友培が生まれてからは三年後の永楽七年（一四〇九）六月四日に薨去したのである<sup>(40)</sup>。さきにふれたように、悦嬪は洪武二十一年（一三八八）八月二十七日生まれであるから、享年二十二歳、文字通り早世であつた。その訃音が北京の永楽帝のもとに届いたのは、翌月秋七月二十四日のことであつた。『太宗実録』永楽七年秋七月甲午の条に、

【史料E】

蜀世子悦嬪の訃、聞す。上、之を悼惜し、視朝を輟むること三日、悼莊と諡し、官を遣わして祭を賜い、有司に命じて喪葬を治せしむ。皇太子諸王皆遣わして祭す。悦嬪は獻王の嫡長子なり。資質敦厚、拳止嚴重、学問を嗜み、賢を好み士に接す。尤も上の重ずる所と為ると云う。

とあり、その日付が知られるが、訃報が至るや、永楽帝は三日間朝政をやめて、悦嬪の薨去を悼んだ。悦嬪は悼莊という諡を賜与されたので、以後、悼莊世子と呼ばれる。

『太宗実録』は悦嬪について、「資質敦厚、拳止嚴重、学問を嗜み、賢を好み士に接す。尤も上の重ずる所と為ると云う」と称賛しているが、これは修辭的な単なる過褒ではないように思われる。永楽三年（一四〇五）九月一日に來朝し、京師に一ヶ月滞在したあと、翌月冬十月四日に帰国するとき、永楽帝から、悦嬪は「純雅にして論勉進学なる」ことを嘉されたが、その前月九月二十九日に帰国の挨拶をした楚世子孟烷に対しては通例の賜宴・賜實はあつたものの、褒詞は記されていない<sup>(41)</sup>。この一例をもつて上記の褒頌を過褒ではないとするのは無論断案すぎるが、悦嬪の資質を永楽帝が買っていたことだけは誣誤ないところであろう。

だがしかし、悦嬪は二十二歳にして、未來に開けたその春秋を謳歌することなく、短い人生を終えた。賢人等の死を蘭摧玉折というが、悦嬪の死去は、蜀王椿にとつてもその他の関係者にとつても、まさしく蘭摧玉折であつた。この予期せぬ早世が、蜀王府の行く末に暗雲が立ちこめる因となしたことは臆語するまでもないことであつた。

## (二) 友増の襲封と悦燿の陰謀事件

父悦燿が薨去したとき、その子友増は、まだ四歳にもならない幼子であった。友増は、前節でふれたように父悦燿の妃に劉貞の孫女が冊立されてから、ちようど二年後に生まれているから、そのタイムングを考慮すると、悦燿妃が生母とみて謬りないであろう。不幸なことに、友増はこの生母も父の死の翌年に失うのである<sup>(四)</sup>。わずか五歳にして二親をなくしてしまった。

友増はやがては二代目の蜀主に襲封する立場にあり、祖父たる蜀王椿もその成長に期待していたであろう。蜀王椿の薨去は、「はじめに」でふれたように、永樂二十一年（二四三三）二月十一日、在位四十三年、寿五十三であった。このとき、友増は十八歳の青年に成長していた。しかしながら、かかる友増の蜀王襲封は、すぐには実現しなかつた。郡王の一人が蜀王椿の継嗣の座を狙つて陰謀を巡らし、友増自身もそれに巻き込まれたからである。郡王とは友増の父悦燿の弟で、蜀王椿第二子の悦燿である。悦燿は洪武二十五年（一三九二）八月九日の生まれで<sup>(五)</sup>、永樂二年（一四〇四）夏四月四日に華陽王に封ぜられている<sup>(六)</sup>。父蜀王がなくなつたとき、悦燿は齡三十二、姪たる友増より十五歳の年長であつた。かかる悦燿が薨去したのは、宣徳八年（二四三三）八月五日、寿四十二であつた。「宣宗実録」宣徳八年八月乙酉の条にその薨卒伝があり、それには生平中に起こした事件について、つぎのように記されている。

## 【史料F①】

華陽王悦燿薨す。王は蜀献王の庶長子なり。素より放恣にして不律、献王の愛する所と為らず。初め世子悦燿薨ずるや、悦燿、嗣と為らんことを冀望す。朝廷、悦燿の子友増に命じて世孫と為すに及び、悦燿の不義之迹、益々著わる。献王、怒りて斥け外に居らしむも、悛めず。遂に之を囚繫せり。友増力めて救解を為し、積さるるを得たり。献王薨するや、悦燿、友増を他罪に誣奏し奪位の計を為す。太宗皇帝、之を疑い、友増を召し自明

せしめんとす。既に至るや、太宗上賓せり。仁宗皇帝、位に即くや其の誣なるを洞察せり。友瑋に命じて蜀王を嗣がしめ、遣わして国に帰らしむ。未だ幾くならずして、悦耀来朝し、又友瑋の前事を誣奏せり。仁宗怫然として怒り、其の奏を地に抵つ。悦耀俯して取り、復た進めり。仁宗納れず、之を叱りて曰く、嫡庶大いに分かる。汝敢えて之を干し、正を誣して邪と為し、將に鬼神無しとせんとなす。始めて惶恐して退く。仁宗、侍臣を顧みて曰く、此の人の行いは忠孝心に虧け、姦詭を懐く。若し蜀に帰せしめば、終に其の国を乱さん。宜しく析処せしむれば、兩つながら全とうするに庶幾からん、と。遂に豊州に徙す。是に至りて薨す。計聞するや、官を遣わして祭を賜り、諡して悼隱と曰う。有司に命じて葬事を治せしむ。

蜀王椿の第二子にして庶長子として生をうけた華陽王悦耀は、不肖の息子であった。目頃の言動で蜀王椿の怒りを買っただけではなく、その父が薨去するとその王位を襲わんと陰謀を巡らし、姪友瑋を陥れようとして誣奏した。永楽帝は、その誣奏に疑惑を抱き、友瑋本人に事情を聞き誣告であることを著明せしむるために宮廷に召した。ところが、四川成都から上京・到着すると、永楽帝はモンゴル親征からの回鑾途中に榆木川の幕営にて崩御してしまつた。

さきにふれたように、椿の薨去は、永楽二十一年（一四二二）二月十一日のことであり、一方永楽帝の崩御は、永楽二十二年（一四二三）七月十八日のことであるから、悦耀の誣奏と友瑋の上京は、このおよそ一年半の間の出來事であった。『仁宗実録』永楽二十二年九月甲申の条に、

【史料F②】

漢王高煦、京に至る。蜀の嫡長孫友瑋、国に還る。白金紗文綺表裏を賜（賜の誤字か）うこと甚々厚し。

とあるが、この記事は、祖父椿の薨去と永楽帝の崩御の間に、悦耀の誣告が無稽であることを友瑋が自陳するため成都を出発していたことを示している。

話柄を【史料F①】に戻そう。

永楽帝のあと即位した仁宗洪熙帝は、悦耀の告発が誣引であると断じ、友瑋に椿亡き後の蜀王を襲封せしめ、帰国させたのである。ところが、このような仁宗の処置に対して不服を抱いた悦耀は来朝し、再び友瑋を誣奏したが、そ

れは仁宗がその上奏文を擲つような激怒を買っただけで、反つて、蜀の地から遠い異郷の地に移徙されてしまった。二人がともに蜀に在ると、またまた唾み合い、また紛擾が起きないともかぎらないことを懸念したのである。【史料F①】は悦耀の移徙先を澧州に作るが、それは正しくない。『仁宗実録』洪熙元年四月丙寅の条に、

【史料F②】

岷王榘を以て武岡州に居らしめ、改めて華陽王悦耀に命じて豊州トウに居らしむ。

とあるごとく、悦耀は最初は湖広宝慶府の武岡州に移徙され、ついで時を置かず、同じ湖広の常德府澧州に移徙されたのである。仁宗の怒罵を被つて武岡州に徙されたことは、同右書、洪熙元年夏四月戊申の条に、以下に引用する【史料F③】の通りである。洪熙元年（二四二五）四月戊申は九日、四月丙寅は二七日であるから、悦耀が武岡州に封ぜられたのは、わずかに二週間余りのことであつた。

さて、【史料F④】は、【史料F①】と内容が重複するところが多いが、【史料F①】にみえない記述も多々あるので、少しく紙幅をとるのを厭わず全文を引載する。

【史料F④】

華陽王悦耀に命じて武岡州に居らしむ。悦耀は蜀猷王の第二子なり。素より放肆にして不順、父の惡む所と為れり。一日、榘ミしいままに愛する所の卒を除して千戸と為し、冠帯を製りて之に給す。猷王、聞知し大いに怒叱し、衛士もて猝かに庭に至りに罵りて曰く、禽犢にも爾及ばんや、と。之を杖すること百余、將に朝に械送せんとす。世孫友埴、懇ろに猷王の之を自治せんことを求め、械送せらるるを免るを得たり。猶お其の手足を繫ぎ、之を囚とすること数月。友埴又屢々救解を為さんとす。乃ち之を釈す。会々朝廷、友埴を召し京師に詣らしめ、冠已に行わる。而して猷王薨す。悦耀窃かに府中の帑藏を發し、悉く貨宝を取る。友埴の婦するや、典守する者之を白す。友埴、不問に眞けり。悦耀、反つて友埴に悖逆怨誹十数事ありと誣奏す。意は友埴を去らしめば、則ち王位次を以て己に及ぶに在り。勅して友埴を廷に召し弁せしめんとするも、未だ至らずして、太宗晏駕せり。上、位に即くや、按察司副使余信を遣わし、之を兼カろく察せしむ。信還るや、悉く悦耀の誣罔より出ると

奏す。因りて兩人の素行を具陳せしむるや、且また蜀人老少の共に知る所の者と言えり。上、遂に友増に命じて蜀王を嗣がしむ。而して悦耀を召す。既にして至るや、猶お執りて友増の前過を奏す。上厲色して曰く、爾、兩人の行事は蜀人の共に知る所にして掩うべからず。況んや朝廷を欺くべけんや。庶孽を以て奪嫡の志を懷くは、天道果して之を興ぶや。宗廟神靈も亦之を祐くるや、と。其の奏を地に抵うち之を叱る。下の悦耀惶恐して退く。明日後、入りて護衛指揮千百戸子弟の子及び女戸に官を授けられんことを奏請し、并せて流官を以て世襲と為さんことを請う。上曰く、朝廷の制、護衛官の當に陞降すべき者は王の具奏に従う。郡王安んぞ之を専らにするを得んや、と。聽さず。已にして上、侍臣に諭して曰く、鸞巢は同処すべからず、と。遂に書を悦耀に賜いて曰く、爾と友増とは本より一氣の至親にして理は宜しく同処すべきも、今既に情義乖違す。同処すれば必ず相い傷つぐに至らん。湖広武岡州の民は淳俗厚し。蓋し善き地なり。爾往きて之に居れ。歳ごとに爾に禄米二千石を給す。一千石は本色を支し、余は鈔に折す。其れ朕の惇睦の心を体して意を安じ、以て行け、と。仍お紵絲羅各十五表裏・白金二百兩・鈔一万貫を賜う。蜀王友増に勅して、人を遣わして華陽王の家屬を送らしめ、武岡に赴き完聚せしめ、其の平日之に随従せる人は悉く之を還し、厚資を須いて給し、以て叔に事えるの道を尽せしむ。以上へのべるところを大別すると、①友増を退けて蜀王のあとを襲がんと企んだ悦耀の平生の言動と誣奏したあとの言動、②友増の平生の言動と誣告されたあとの行動、③友増と悦耀との争いの是非を睿達した仁宗の聖断に分かつことができる。【史料F④】はそうした三層の構造になっており、この誣告事件をめぐっての三者の行動と対応とがやや詳しく記されているので、そのドラマチックな顛末を看取することができ、寸毫も贅語を加える必要はない。悦耀の蜀王篡奪の企みは、結果的には、仁宗の睿旨によって湖広武岡州への移徙を將來したことで、決着をみた。それでは、この蜀王府内部における王位争いは、日頃から悪行多く、父椿の不肖の子であった悦耀一人の企みに起因するものであつたのであろうか。つまり、蜀王椿が儲けた子供は、さきにふれたように【史料C】参照、六子であつたが、早世した世子、第二子悦耀以外の、第三子悦燦、第四子悦焯、第五子悦焄、第六子悦愉の中で、悦耀の友増に対する誣告に関与したものがいたかどうかの確認である。関係の有無を確認すれば、悦耀一人の陰謀か否かを著

明にすることができよう。

さて、崇寧王に封ぜられた第三子悦燁の生年は、洪武二十六年（一三九三）六月二十八日、没年は永樂十六年（一四一八）八月二十五日である<sup>46</sup>。享年二十六歳であった。崇寧王家の行方については、明・王世貞撰の『弇山堂別集』卷三四、郡王、太祖以下郡王宗系、蜀府に、

【史料F⑤】

崇寧王悦燁、猷の第三子なり。薨寿二十六。子無く国除せらる。

とあり、永樂十六年（一四一八）八月二十五日に薨去したあと継嗣すべき子がおらず崇寧王家は断絶した。このように悦燁の生没年、崇寧王家の消滅を勘案すると、永樂二十一年（一四二三）二月十一日の蜀王椿薨去後に起きた悦燁の陰謀事件には全く関与していないことになる<sup>47</sup>。

第四子崇慶王悦斫の生没年は、『明実録』には没年は記されているものの、生年についての記述は欠如している。没年は、『太宗実録』永樂九年七月乙丑の条に、

【史料F⑥】

崇慶王悦斫薨す。訃聞するや、官を遣わして祭を賜い、有司に命じて喪葬を治せしむ。悦斫は蜀猷王の第四子なり。

とあり、永樂九年（一四一一）七月六日のことであった。没年がわかるので、その享年にふれた史料を摘索するに、【史料F⑤】の崇寧王悦燁の記事と同じく、『弇山堂別集』卷三四、郡王、太祖以下郡王宗系、蜀府に、

【史料F⑦】

崇慶王悦斫、猷の第四子なり。薨寿十七。子無く国除せらる。

とあるから、これをもって逆算すると、生年は洪武二十六年（一三九三）のことになるが、蜀王椿の薨去後の王府内の継嗣争いが起きたときには、その遙か昔に幽明境を異にしていたのである。

第五子悦焯は保寧王に封ぜられた。その生年は洪武二十九年（一三九六）十二月五日、没年は天順六年（一四六



(二) 春正月二十四日のことであつた。行年六十七歳である<sup>(8)</sup>。なお、この没年、行年に関して、前掲王世貞撰「弇山堂別集」卷三二、同姓諸王表、蜀王椿には、

【史料F⑧】

僖王友璵、宣德七年を以て羅江王より嗣ぐ。在位三年、宣德九年を以て薨す。寿二十六。子無し。猷王の庶第五子和王悦焯、宣德十年を以て保寧王より嗣ぐ。在位二十七年、天順五年を以て薨す。寿六十六。

とあり、没年を天順五年(一四六一)に、行年を六十六歳に作っている。「英宗実録」の記述と二年のズレがある。「弇山堂別集」が没年を何によつて「天順五年(一四六一)」としているのかは不明であるが、「明史」卷一〇一、諸王世表二に、

【史料F⑨】

和王悦焯、猷の庶五子、初め保寧王に封ぜらる。僖王に嗣無きを以て、宣德十年、進封せらる。天順五年、薨す。

とあるのは、「明史」編纂官たちが「英宗実録」から悦焯の薨去年を摘索せず、天順五年(一四六一)に作る「弇山堂別集」等の史料を踏襲した結果であろう。このような前者の轍を踏む謬りは、註(14)に引載した陳世松「明代蜀藩宗室考」にもみられ、この論文に掲出された「明代蜀府藩王一覧表」には、

【史料F⑩】

資料来源… 撰《明史》卷一〇一《諸王世表二》改制。

として、第五代蜀王悦焯の卒年を天順五年(一四六一)に作っている(陳世松論文、一一六八頁)。ついで、陳世松論文は、そのあとを嗣いだ友垓の襲封年を天順七年(一四六三)に作っていて二年の空白が生じているが、蜀王歴代の襲封は前王薨去の翌年であり、友垓の襲封年にこのような二年の空白が生じた理由の説明は格別なされていない。これは陳世松「明代蜀藩宗室考」自体が卒年を謬っているだけのことであり、格別の理由が存在するわけではないので、その理由は説明しようがないのである。

さて、【史料F⑧】・【史料F⑨】から知られるように、蜀王椿の庶五子として生まれた悦焯は、第四代目の蜀王に襲封した。それは、蜀王椿の次世代からは、洪武帝の「皇明祖訓」に規定されたように「悦友申賓讓 承宣奉至平懋進深滋益 端居務穆清」の輩行の順であるべき王位継承法に抵触する異例の襲封であった。蜀王府を存続させるために、一代前に遡ることもやむなきことであった。祖訓に違例するような異例な襲封がなされたのは、蜀王椿のあとを襲いだ嫡孫友埜が宣徳六年（一四三二）九月十五日<sup>⑩</sup>に薨去したとき子がなく、そのために友埜の同母弟である郡王羅江友煥が蜀王を襲封したが、その友煥もその三年後の宣徳九年（一四三四）六月二十日<sup>⑪</sup>に薨去し、またもや子がなかったためである。このような経緯があつて、庶五子に生まれたため、親王になりうる可能性ゼロであつた悦焯が蜀王を襲封したのである。思わぬ杓子果報によつて蜀王の地位についた悦焯ではあるが、その治政は、【名山藏】卷三十七、分藩記二、蜀王に、

【史料F⑩】

保寧王悦焯、進封せらる。是れ和王と為す。王は、節儉にして飭礼、王、二十年して薨す。繼妃徐氏、年二十六、以て従う。謚静節を賜わる。

とあり、質実朴素に力めたようである。悦焯が父蜀王椿を失ったとき、すでに齡は二十八歳に達していた。兄たる悦燿が友埜から蜀王の位を横奪せんと陰謀をめぐらした事件において、二十八歳の悦焯が関わったか否かを判断する直截的史料については寡見にして摘索しえていない。もし関わっていたとしたら、悦焯は悦燿と同様に処罰され、蜀王への襲封という重見天目のごとき愧悛を得ることは寸毫もなかったであろう。

第六子の悦熾は、【太宗実録】永樂五年九月乙亥の条に、

【史料F⑪】

蜀王椿の第六子生まる。名を悦熾と賜わる。

とあるように、永樂五年（一四〇七）九月二十五日の生れである。蜀王椿の末子として生をうけた悦熾が郡王に封ぜられたのは、永樂二十二年（一四二四）十月八日のことである。それは、同年七月の永樂帝の崩御のあと、樞前即位し

た仁宗が、皇后・太子を冊立し、并せて諸王を封じたときのことであった<sup>(5)</sup>。その詔が發布されたのは、それから三日後の十月十一日である<sup>(52)</sup>。

悦燿の蜀王位横奪の企謀は、さきにくれたように永樂帝の晩年に起きた。永樂二十二年（一四二四）に十八歳になつて悦燿が、もしもその企謀に加担していたならば、洪熙帝の即位にともなう悦燿への郡王冊封は実現しなかつたであらう。

以上のように、蜀王椿の第四子から末子の第六子までの動静を探っていくと、友埴から蜀王位を横奪せんとする悦燿の企謀は、蜀王府下の郡王たちの支持や通謀によるものではなく、悦燿が単独にいわば枉法徇私しようとしたにすぎなかつた。

かかる道理に反した行為が悦燿ひとりの企みであつたとはいえ、それは、蜀王府には一時混乱と軋轢をもたらした。そして、朝廷中央には椿亡きあとの蜀王府は早くも頽落したかという無用な印象を与えたのであつた。

### (三) 友埴の謀反嫌疑と護衛の返上

永樂帝の最晩年に惹起された蜀王椿のあとをめぐつての混乱と軋轢に對して、第四代目の皇帝として玉座についた洪熙帝は、【史料F④】に記述されているように、按察司副使余信を四川の成都に遣わし、広く情報蒐集させ、その成果にもついで悦燿の危計を駁論し、ことごとく退けた。蜀王位をめぐる継嗣争いは、かかる洪熙帝の聖断によつて收拾され、友埴が予定通り第二代目の蜀王に襲封したのである。

その友埴は、それから宣徳六年（一四三二）まで蜀王の地位にあつた。在位は八年で、薨去したときまだ二十六歳の若さであつた。蜀王友埴の薨去記事によると、同年九月十五日に没すると、宣徳帝は二日間朝政を輟め、弔意を示した。そして、使者を遣わして祭を賜い、有司に命じて喪葬を仕切らせるとともに靖という諡号を賜与した。さらにまた、友埴の薨去に伴つて妃の李氏と侍姫黃氏とがともに殉死した際には、祭を賜い、有司に命じて墳を治せしめ、

黄氏に対しては王夫人という称号を贈与している（以上の記述は註（49）参照）。

蜀王友増の薨去に対して、宣徳帝はこのような恩恤を施しているが、友増が苦渋の選択として、成都三護衛のうち成都中護衛と右護衛の返上を申し出たのは、すでに【史料B①】に掲出したように同年六月のことであった。薨去するわずか三ヶ月前の六月のことである。何故、死の直前に二護衛を返上したのか、その直接的理由については、【史料B①】に引く記事中には言及がない。しかしながら、護衛返上を遡ること一年半前の宣徳五年（二四三〇）春正月に蜀王府は四川総兵官左都督陳懷から、つぎのような告発を受けている（『宣宗実録』宣徳五年春正月丁卯の条）。

【史料G①】

四川総兵官左都督陳懷奏すらく、蜀王府中、忽にして砲銃を挙げ、何の為なるやを知らず。之を察するに、蓋し四川都司の私かに王府に与えし者ならん。法に於いて当に問うべし、と。

陳懷は、蜀王府内で突然鉄砲の発射音がしたこと、その鉄砲は四川都司が秘密裡に供与したものであろうとの推測をまじえて宣徳帝に上奏したのである。これに対して、宣徳帝は、

【史料G②】

上、行在都察院をして長史・承奉を取りて之を詰めしむ。懷に勅して、凡そ四川都司の堂上官は皆死罪の状を責め、而して其の首領官を械送して京に赴かしむ。

とあるように、厳格な態度で対応した。そして、本稿冒頭の「はじめに」に引載した【史料B①】の宣徳六年六月辛亥の条の、

蜀王友増奏すらく、成都三護衛は請う、中右二護衛を以て朝廷に帰し、左護衛の官軍を留めて役に供さんことを、と。上、其の能く省約するを嘉し、之に従う。友増又奏すらく、欠官は調補を請い、及び南人を留めて匠と為さん、と。皆之に従う。上、都督王彘・兵部侍郎王驥に命じて、書を持して王に諭し、帰する所の二衛は皆南京に赴き、過ぐる所は根を給し舟を与えしむ。仍お彘等に命じて途中善く撫綏せしむ。

と、同じく宣徳六年九月丁丑の条の、

【史料B②】

成都右中二護衛官軍の南京に調せられし者を改めて、龍虎左・豹韜左二衛と為す。

の流れにつながっているのである。このように、陳懷の告発が成都右・中二護衛官軍の返上とそれらの衛所官軍の南京龍虎左・豹韜左二衛への配置換えに至る事態を惹起したとみなしても、それはあながち妄誕な想定ではない。明末の談遷はその撰になる『国権』巻二一、宣宗宣德五年正月丙寅の条では、「四川総兵官左都督陳懷奏すらく、蜀邸忽ち砲を声す。之を察するに、蓋し四川都司の私かに遣せし者ならん。上、都司官を責む」とし、同じく宣宗宣德六年六月辛亥の条では、「蜀王友煇、三護衛の二を辞す。之を許す」とし、単に「宣宗実録」の記事を縮めているに過ぎないけれども、談遷の別著『棗林雜俎』の智集、逸典、蜀邸声銃に、

【史料G③】

蜀王府、忽ちにして炮銃を撃ぐ。総兵陳懷以聞す。上、輔導官を責む。謝りて護衛三の一を還さんとす。今熙（よこ）びは治く極め、江南の喪嫁、銃の城市を震わすも、了に禁ぜざるなり。

と記し、陳懷の告発・王府官に対する宣德帝の厳しい対応・護衛返上の三つのアクションを直線的に結びつけている。談遷はこのように告発と護衛返上とをセットとみなしているが、この見方は類例を分析するときの参考にならう。

蜀王府を告発した四川総兵官左都督陳懷は、南直隸合肥の人で、父は北直隸所在の真定衛正千戸であった。父のあとを襲ぐと、軍功を重ねて順調に累進していった<sup>39</sup>。正統九年（一四四四）に行われた明軍の兀良哈征討の際に第四軍（筆者の付した仮称）を率い、監軍太監但任を伴って、古北口を出発して西北路にルートを取り、他の軍との会同の地である現在の西拉木倫河（シラムレン河）と老哈河（ラオハ河）との合流地点に向かった。そして、「英宗実録」正統九年三月丙寅の条に、「太子太保成国公朱勇を進めて太保と為し、中軍都督府左都督陳懷を封じて平郷伯と為し、右軍都督府左都督馬亮を招遠伯と為し、旧の如く事を視せしむ。達賊を勦殺する功を以てなり」とあるように、平郷伯に封ぜられている<sup>40</sup>。それから五年後の正統十四年（一四四九）七月の英宗の親征に扈従し、八月十五

日に起きた土木の変で戦死した。このとき忠毅の諡を賜っている<sup>(55)</sup>。陳懷は生前伯爵に列せられ、いわば功成り名を遂げているが、四川総兵官に在任中は幾度も科道官の弾劾をうけており、決して温良恭儉な人柄ではなかった。蜀王府の告発から成都二護衛の返上に至る一年半という期間に限っても二度弾劾されている。この弾劾に関しては、すでに奥山憲夫氏が論じられたように、一度目は宣徳五年（一四三〇）五月十三日に各道監察御史が、二度目は翌年四月十三日に御史王礼が弾劾している。宣徳帝は両回とも厳しく叱責するものの、一度目の弾劾は、「懷の行伍に出るを以て姑く宥して問わず」とし、二度目は「懷は武人にして不学の過ちなり。姑く宥す」とし、革職や下獄という厳罰は適用していない<sup>(56)</sup>。陳懷は、蜀王府に対する告発と蜀王が護衛を返上するまでの間、このように二度も弾劾されておき、その前後も入れると、弾劾をうけることかなりな数におよぶ。陳懷がそのような人物であつても、そして、その告発内容も事実の確認にもとづかない、憶測を交えたものに過ぎず、さらにいえば、銃声は、【史料G③】の後半に述べるような婚葬にともなう爆竹の音のごときものであつた可能なしとせず、短兵急に不穏な行動であると断定することは不当なのであるけれども、そのようなことは関わりなく、宣徳帝は陳懷の蜀王府告発に接するや、すぐさま反応した。

中国の歴史において疑案なるものは、その告発に牢固とした証拠が存在しているとか、告発された事実が確認されたということは問題ではない。告発そのものが、その事案の成立要件をなす。その事案がいかなるものであるかは、そのあと逮捕されたものの爰書（自供書）によって明示されるけれども、その内容は、ほとんどあとに付されたものであり、捏造された作文といつても過言ではない。

明代においても、それは例外ではなかった。洪武時代に起きた数多の疑獄事件（疑案ともいう）は、そのほとんどが告発→逮捕→処刑というパターンに終始した<sup>(57)</sup>。そしてまた、建文帝のもとで黄子澄や齊泰等が推し進めた削藩政策でも、まずは当該王府を謀反の嫌疑をもつてだれかに告発させ、告発が南京の朝廷に届くと、すぐさまその王を逮捕して削藩するというパターンであつた<sup>(58)</sup>。中国の歴史において起きた夥しい疑獄事件は、日本史にいう政治問題化した利権関係事件とは異なり、罪の有無の疑わしい裁判事件を意味する。五代後晋の和凝父子が編纂した「疑獄

集』全四卷、明の張景が編纂したその続編全六卷、清の金鳳清が増補した「疑獄三十則」には、中国史上に起きた夥しい「事の疑うべきも断じ難き者をいう」(『礼記』卷五、王制)疑獄事件を収録している。

繰り返しになるが、陳懷の場合も、何の事実確認もせずに蜀王府を告発した。しかも、銃声を放ったとされるその銃は四川都司からひそかに蜀王府にわたされたかもしれないというきわめて曖昧な憶測にすぎなかった。けれども、宣德帝が、その告発にすばやく対処し、【史料G②】にみたように、北京の都察院に命じて蜀王府の長史・承奉を逮捕して取り調べ、陳懷に対しては四川都司の堂上官、すなわち都指揮使・都指揮同知・都指揮僉事的首脳を取り調べさせ、都司の経歴司の経歴・都事・吏目あたりの首領官を京師に械送させている。取り調べられるということは、拷問されて自白させられるということである。そこに嫌疑をかけられている事実が寸毫もなく、あつたように自白させられるということである。その自供書が複数捏造されることで、嫌疑する事案は、事件として成立をみるのである。

蜀王友瑄は、そのような身に覚えなき事件に襲われ、恐慌を来したにちがいない。というのは、宣德帝が即位して以降、その諸王政策は禁庄の傾向を強め、多くの諸王が告発にあつて処分されており<sup>29)</sup>、蜀王府にも難儀が降りかかったと認識したことは容易に察せられるからである。

## 二 護衛返上による衛所官の配転

宣德六年(一四三一)六月における護衛返上の申し出は、上記の危難にすばやく対処した対応策であつた。成都三護衛のうちの成都中護衛と右護衛を返上したいという申し出は、すぐさま裁可された。その結果、『宣宗実録』宣德六年九月丁丑の条に依拠した【史料B②】、『大明会典』卷一〇八、兵部三、職方清吏司、諸司職掌、四川都司に依拠した【史料B③】、さらには『蜀故』卷六、兵衛、營制、衛所に依拠した【史料B④】にみえるごとく、成都右護衛は龍虎左衛に改編されて南京左府に隸し、成都中護衛は豹韜左衛に改編されて南京前府に隸したのである。

しかしながら、「はじめに」でのべたように、成都右護衛の衛所官軍は全員南京龍虎左衛に、成都中護衛の衛所官は全員南京豹韜左衛にというような単純な配転ではなかった。配転の様相を探るのに好個の史料は、蜀王府に残置された成都左護衛に関する衛選簿と成都中護衛衛所官の配転先である南京豹韜左衛の衛選簿で、前者は「成都左護衛選簿」といい、後者は「南京豹韜左衛選簿」といい、中国第一歴史檔案館・遼寧省檔案館編「中国明朝檔案總匯」(広西師範大学出版社、二〇〇一年六月)の第四九冊から第七四冊に収録された衛選簿の中の第五七冊と第七四冊とに収録されているが<sup>(6)</sup>、それらによると、成都右護衛から南京龍虎左衛への配転、成都中護衛から南京豹韜左衛への配転からはみ出た事例も少なくないのである。

そこで、次節ではまず「成都左護衛選簿」にもとづいて、当該問題について考察を加えることとする。

## (一) 配転記事の抽出

### ① 「成都左護衛選簿」から

当該衛選簿にみえる宣徳六年(一四三二)六月の配転記事は、衛選簿の記事の中では、どのような形で表出するのであろうか。一例として黄鳳の条を挙げれば、その「外黄查有り」<sup>(7)</sup>の下には「一世祖(初代)から七代に亘る世襲状況が記述されている。煩を恐れず、全文引載し、そのあとに段落ごとに若干の補足説明すれば、以下の通りである。

#### 【史料H①】

黄霽雲、年陸拾歳、四川左護衛左所世襲正千戸に係る。湖広黄州羅田県の人。一世祖黄仁、乙未年、帰附従軍す。丁酉年、功もて総管に陞せらる。洪武肆年、故す。二世祖黄謙、仍ち金吾左衛舍人に充てらる。拾參年の普通・盤石・大理に克つの功もて、拾柒年、虎賁衛右右所世襲所鎮撫に陞せらる。当年、成都中護衛に調せらる。參拾年、白家壩・白水江の功もて、永楽三年、本衛前所世襲正千戸に陞せらる。老疾せり。高祖黄鉞、嫡長男に係り、拾伍年正月、替す。宣徳陸年、成都左衛左所に調せらる。正統貳年、老せり。曾祖黄宣、嫡長男に係り、



肆年肆月、替す。成化五年、疾せり。祖黃嵩、嫡長男に係り、陸年柒月、替す。弘治伍年、疾せり。父黃流、嫡長男に係り、陸年閏伍月、替す。比す。拾伍年、故す。霽雲、嫡長男に係り、優給せらる。正徳玖年捌月、成都左護衛左所世襲正千戸を襲ぐ。

とあり、黃霽雲に至るまでの衛所官軍としての世襲状況が記されている。一世祖(初代)黃仁からみると、黃霽雲は七代目であるが、この記事から、七代にわたる世襲と累進の有り様を摘記すれば、つぎようになる。

①黃家は湖広黃州羅田県の人である。

②一世祖(初代)黃仁は、乙未年(一三五五)に、朱元璋(のちに明太祖)に帰附従軍し、丁酉年(一三五七)、功をもつて総管に陞進し、明朝創業後の洪武四年(一三七二)に死去した。

③そこで、二世祖(二代目)黃謙が金吾左衛舍人に充てられ、洪武十三年(一三八〇)の明軍の雲南経略に従軍し、その際の軍功によつて、十七年(一三八四)、虎賁衛右右所の所鎮撫に陞進した。当年(そのころ)、成都中護衛に配置換えとなり、三十年(一三九七)における四川の白家壩・白水江の軍功によつて永樂三年(一四〇五)に成都中護衛前所の正千戸に陞進した。

④黃謙が老疾になつたのち、嫡長男である高祖(三代目)黃鉞が永樂十五年(一四一七)正月に成都中護衛前所の正千戸を承継した。その黃鉞は宣徳六年(一四三二)に成都中護衛から成都左衛(成都左護衛)左所に配転された<sup>(62)</sup>。

⑤黃鉞が老となつたので、嫡長男の曾祖(四代目)黃宣が正統四年(一四三九)四月に交替した。

⑥黃宣が疾病にかかると、嫡長男の祖(五代目)黃嵩が成化六年(一四七〇)七月に交替した。

⑦弘治五年(一四九二)に疾となり、嫡長男の父(六代目)黃流が翌六年(一四九三)閏五月に交替し、衛所官襲替の際の能力認定試験たる比試をうけた。

⑧弘治十五年(一五〇二)に父の黃流が死去すると、嫡長男たる黃霽雲があとを襲ぐが、幼年だったので正千戸としての俸禄だけをうける「優給」制に与り、正徳九年(一五一四)八月になつて、成都左護衛左所正千戸の実職につくことになつた。

以上、七項目に分けた文章から、湖広黃州羅田県を原籍とする黃家の三世祖、黃霽雲からみれば高祖の黃鉞は、宣徳六年（一四三一）の蜀王の二護衛返上するとき、成都中護衛から南京豹韜左衛ではなく、成都左護衛に移衛されている。この一事例をとり挙げて、成都中護衛・成都右護衛の返上とその配転・移衛が必ずしも單純にして図式的ではなかつたのではないかとの疑念が抱かれる。

成る程、「南京豹韜左衛選簿」張宇の条「内黃查有り」の下に、

【史料H②】

宣徳六年、全衛もて南京改設の豹韜左衛右所に起調せらる。

とあるのをみれば、【史料H①】のケースは、單なる例外的孤証にすぎないのではないかと思われる向きもれない。そこで、それが孤証なのかどうかを吟味するために、「成都左護衛選簿」から宣徳六年（一四三一）の南京龍虎左衛・南京豹韜左衛以外への配転・移衛記事を摘索して表化するると、【表①】の通りである。【史料H①】のごとき体例の中から採択した項目は、当該衛選簿において見だしとなつてゐる人名、移衛した人名、原籍、当該家の就軍時期とその由来、宣徳六年（一四三一）の移衛と官職、典拠頁に絞ることにする。

【表①】

No	見だし名	移衛者	原籍	就軍時期・由来	宣徳六年の移衛・官職	典拠頁	注
1	李実	李智	湖広襄陽県	洪武二年婦附従軍	中護衛百戸↓左護衛百戸	二〇五	
2	黃鳳	黃鉞	湖広羅田県	乙未年婦附従軍	中護衛正千戸↓左護衛正千戸	二二一	
3	張奎	張誠	四川綦江県	洪武十三年充錦衣衛力士	中護衛総旗↓左護衛総旗	二二九	
4	平時輒	平三	陝西高陵県	洪武十八年充軍	右護衛総旗↓左護衛総旗	二三二	
5	馬瑀	馬俊	陝西臨潼県	洪武十八年塚充	右護衛総旗↓左護衛総旗	二五〇	
6	朱衣	朱瑄	南直隸無錫県	戊戌年婦附充軍	右護衛正千戸↓左護衛正千戸	二五八	
7	王啓	王翰	河南祥符県	洪武二年婦附	右護衛副千戸↓左護衛副千戸	二五九	

8	李廷表	李昇	湖広慈利県	呉元年	右護衛副千戸↓左護衛副千戸	二六〇
9	王臣	王弘	南直隸和州	乙未年帰附軍	中護衛百戸↓左護衛百戸	二六五
10	韓琮	韓聡	河南中牟県	充錦衣衛力士	中護衛総旗↓左護衛総旗	二八八
11	胡邦桂	胡能	南直隸南陵	乙未帰附	右護衛百戸↓左護衛百戸	三〇二
12	王暘	王斌	南直隸深陽県	乙未年従軍	護衛百戸↓左護衛百戸	三〇四
13	陳裕	陳貴	山東濟寧州		中衛総旗↓左護衛総旗	三〇六
14	劉文沛	劉貴	陝西神木県	洪武十三年充錦衣衛力士	中護衛総旗↓左護衛総旗	三一七
15	周葵	周源	陝西蒲城県	洪武十八年充錦衣衛力士	中護衛総旗↓左護衛総旗	三一八
16	李嵩	李旻	陝西渭南県	洪武十八年編充	右護衛所鎮撫↓左護衛所鎮撫	三二〇
17	馬喬	馬興	山東沂州	洪武十五年充錦衣衛力士	中護衛百戸↓左護衛百戸	三二二
18	梁応宣	梁善	陝西富平県	洪武十八年垛充	右護衛総旗↓左護衛総旗	三四五
19	朱璧	朱祐	南直隸全椒県	甲午年従軍	中護衛副千戸↓左護衛副千戸	三四六

注① No.12に関して。宣徳六年（一四三二）の配転・移衛に関して、当該No.12の王斌のケースについて、成都護衛の百戸から

成都左護衛の百戸への配置換えながら、【表①】に入れたのは、成都護衛は、中護衛もしくは右護衛であったが、「中」もしくは「右」という文字が脱落したものと思量されるからである。文字の脱落が有ったとしても、何故「左」という文字の脱落は想定しえないのか、換言すれば、それは成都左護衛の意ではないといえるのは、成都護衛から成都左護衛への移衛を記したその文言形式に拠つてである。「成都左護衛選簿」三〇四頁から当該箇所を引用すると、「洪武十八年、鳳翔に征して功有り、秦州右衛左所実授百戸に陞せられる。十九年、成都護衛左所に調せらる。故す。父王忠、男に係り、洪武二十五年、襲ぐ。故す。斌、男に係り、永楽六年、職を襲ぐ。宣徳六年、成都左護衛後所実授百戸に欽調せらる」とある。秦州右衛から成都護衛への移衛を「調」の一字で表記しているように、「調」は「調撥」のことで、A衛から外のB衛への移衛を意味し、同一衛所内の異動を指称するものではない。これは「成都左護衛選簿」だけの文言形式ではなく、衛選

簿全体にみられる特徴である。したがって、成都護衛は成都左護衛の謂ではなく、成都中護衛もしくは右護衛であり、そのいづれからか、中もしくは右の文字が欠落したものと思量され、王斌は、宣徳六年（一四三二）における蜀王の護衛返上の際に、左護衛以外の護衛から左護衛に配置換えになった事例とみなした。

② No.13 に関して。陳賁が成都左護衛に配置換えになる以前の所屬衛所について、『成都左護衛選簿』三〇六頁には、「祖陳斌、洪武十八年、錦衣衛小旗に充てられ、成都中衛中前所に撥せらる。二十八年、併もて総旗に陞せらる。三十五年、陣亡す。父陳賁、総旗に補せらる。宣徳六年、成都左護衛中前所に改めらる」と成都中衛に作るにもかかわらず、【表①】に入れたのは成都中衛自体の創設が、万曆「四川総志」巻五、郡県志、公署の、成都中衛の項には、双行で、「府治の西南七里、洪武二十九年、建つ」とあるからである。すなわち、「成都左護衛選簿」に記されているように、洪武十八年（一三八五）に錦衣衛に充てられた陳斌は、その直後から二十八年（一三九五）に併（併鎗。総旗・小旗・軍士の補役の際の武芸優秀格付け）によって総旗に陞進するまでの所屬が成都中衛であったとすれば、万曆「四川総志」の記述との間に著明な齟齬が生じる。成都中衛の設置が洪武二十八年（一三九五）より後のことであるならば、「成都左護衛選簿」にみえる成都中衛とは、成都中護衛の名称から「護」が欠落したものとみなすのが最も妥当性があろう。

さて、宣徳六年（一四三二）の紀年を有する成都中護衛・右護衛からの配置換えを摘索すると、【表①】のとき十九例を得る。この事例数はもはや例外的な孤証とはいえない。たしかに、さきに紹介したように（「史料H②」）、全衛挙げて南京の豹韜左衛に起調したという記述もみられる。これは成都中護衛から南京豹韜左衛への移衛事例であり、宣徳六年（一四三二）の蜀王の護衛返上は、このように成都中護衛から南京豹韜左衛へ、成都右護衛から龍虎左衛へと、全衛挙げての起調・配転が原則であった。しかしそれにもかかわらず、そうした原則からはずれた事例が多々あることもまた事実である。

すでに註（61）で述べたように、衛選簿においてはそれぞれの家の世襲状況を記述するにあたっては、古い世襲記録に関する部分は内黄と外黄からなる黄簿を参看して作成された。したがって、当然のことながら、宣徳六年（一四三二）における成都中護衛・右護衛から南京豹韜左衛・龍虎左衛へ移衛記録もすべて黄簿に登記される重要事項であ

った。その故に、移衛の際に不法にも、成都中護衛・右護衛衛所官の一部を、蜀王府に残留する成都左護衛にプロテクトすることは、不可能なことであった。それにもかかわらず、【表①】のごとき十九例の原則に違う事例をみいだすことは、そこに蜀王、もしくは宣徳帝の何らかの意思が作用していると考えざるをえない。その考察は後回しにして、ここではさきに、プロテクトによって成都中護衛・右護衛からの受け皿となった左護衛には、それがどのように影響したか、しなかつたか、それを探ることにしよう。

宣徳六年（一四三二）における蜀王の護衛返上は、成都中護衛・右護衛に限ったことであり、従来通り、蜀王府の護衛として機能を果たすべき成都左護衛は手つかずのはずであった。ところが、成都中護衛の衛所官軍が移衛された南京豹韜左衛の衛選簿には、成都左護衛からの移衛記事が中護衛からのそれに交じって散見する。

② 「豹韜左衛選簿」から

そこで、「豹韜左衛選簿」から関係記事を探り出し、【表①】に同じく表化すると、【表②】のようになる。

【表②】

No.	見だし名	移衛者	原籍	就軍時期・由来	宣徳六年の移衛・官職	典拠頁	注
20	徐湧	徐英	南直隸含山県	丙申年	左護衛指揮使→豹韜左衛指揮使	七	③
21	余寿	余謙	南直隸合肥県	乙未年従軍	中護衛正千戸→豹韜左衛正千戸	二二	
22	呉能	呉靖	北直隸東安県	甲午年従軍	中護衛副千戸→豹韜左衛副千戸	二二	④
23	姚一元	姚政	北直隸新楽県	洪武十三年充力士	左護衛百戸→豹韜左衛百戸	二二六	
24	韓大謨	韓忠	湖広荊門州	甲辰年帰附従軍	左護衛副千戸→豹韜左衛副千戸	三二	⑤
25	賀錦	賀勇	山西朔州	洪武十三年充力士	中護衛百戸→豹韜左衛百戸	四一	
26	黄陰	黄慶	南直隸潁州	洪武十三年充力士	左護衛百戸→豹韜左衛百戸	四三	
27	張宇	張曙	北直隸大興県	洪武三年帰附	中護衛副千戸→豹韜左衛副千戸	四五	

28	胡春	湖広平江県	洪武四年充軍	中護衛副千戸↓豹韜左衛副千戸	四九
29	王学夔	王斌 河南尉氏県	庚子年軍	中護衛千戸↓豹韜左衛千戸	五七
30	方立	方全 南直隸儀真県	己亥年充軍	左護衛副千戸↓豹韜左衛副千戸	六八
31	游瀚	游深 湖広湘陰県	甲辰年帰附軍	中護衛百戸↓豹韜左衛百戸	七三
32	陶永	陶鋪 南直隸興化県	丙午年帰附	左護衛副千戸↓豹韜左衛副千戸	七九
33	趙礼	趙敬 南直隸懷遠県	甲午年軍	中護衛百戸↓豹韜左衛百戸	八三
34	彭顔	彭善心 南直隸穎上県	洪武十三年拳保力士	中護衛百戸↓豹韜左衛百戸	八五
35	雷応期	雷亨 江西豊城県	壬寅年帰附従軍	中護衛儀衛正↓豹韜左衛正千戸	八六

⑥

注③ 「宣徳七年、南京豹韜左衛に調せらる」と作り、移衛の年次を護衛返上の一年後としている。

④ 成都中護衛から豹韜左衛への移衛年次を欠如しているが、「成都中護衛に調せらる。本護衛を裁革するに因り豹韜左衛左所に調せらる」と記されていることから、それが宣徳六年（一四三一）の成都中護衛の返上を指すことは著明である。

⑤ ここでも注③と同様に、成都左護衛から豹韜左衛に移衛した年次を宣徳七年（一四三二）に作っている。

⑥ 雷家では洪武十九年（一三八六）に成都右護衛に調せられたあと、三十年（一三九七）には蜀府儀衛司典仗に配転され、三十五年（一四〇二）になると成都中護衛正千戸に陞進し、さらにふたたび儀衛司の儀衛正に配転されている。その年次について、「宣徳八年、全五もて南京豹韜左衛に調せらる」として、宣徳八年（一四三三）に作るが、注目すべきは「全五」という文言である。五は伍に通じ軍を意味する。ここでは成都中護衛の衛所官軍こそつての南京豹韜左衛への移衛を表現したものである。この中に儀衛司の長たる儀衛正も含まれていたのである。ここでいう儀衛司とは護衛に付せられたもので、「儀衛正一員正五品、儀衛副二員從五品、典仗六員正六品」からなる（『皇明祖訓』職制、王府官、ならびに万曆『大明会典』卷一一八、兵部一、銓選一、官制、参照）。これらの成員も、さきに示したごとく、雷家の人々が儀衛司典仗↓正千戸↓儀衛正と配転してするように衛所官が充てられた。したがって、原則的にはかれらも護衛返上の際、その対象成員の枠内にいたのである。

さて、現存「南京豹韜左衛選簿」から、成都中護衛・右護衛返上の際に南京豹韜左衛に配置換えされた衛所官の事例を摘索すると、以上の十六件となる。この中、成都中護衛を原籍とするものは十件で、残りの六件は本来返上の対象にならず、そのまま蜀王府の護衛として機能するはずであった成都左護衛からの配置換えである。

(二) 配転の実態

さきにもふれたように、宣徳六年(一四三二)における蜀王の護衛返上においては、中央政府によって、成都中護衛の衛所官軍は南京豹韜左衛へ、成都右護衛の官軍は龍虎左衛へ、全衛挙げて配置換えされることになっていた。とすれば、「南京豹韜左衛選簿」にみえる成都中護衛からの配転事例は、成都中護衛衛所官の全事例そのものはずである。しかし、摘索した事例からは、そのような整合性はみられない。成都中護衛の衛所官がそっくり配転されたとすれば、万暦「大明会典」巻一一八、兵部一、銓選一、官制によると、その構成と人数は原則、

【史料H③】

指揮使	一員	指揮同知	二員	指揮僉事	四員	衛鎮撫	二員
正千戸	一員	副千戸	二員	所鎮撫	二員	百戸	十員
儀衛正	一員	儀衛副	二員	典仗	六員		

からなり、総計三十三名を有している。これに南京豹韜左衛に移衛してきた事例を当てはめると、

【表③】

成都中護衛

成都左護衛

20

- 指揮使
- 指揮同知
- 指揮僉事

衛鎮撫					
正千戸	21	29			
副千戸	22	27	28		
所鎮撫				24	30
百戸	25	31	33	34	
儀衛正	35				23
儀衛副					26
典仗					

となり、成都中護衛から豹韜左衛に配置換えになった件数は、わずかに十例にすぎない。これは原則三十三員を擁する衛所官の三分の一でしかない。それ以外の員数はどこに消えたのであろうか。それについてはいくつかの可能性がある。

①当該衛選簿の冒頭には、「隆慶四年六月」という年月に加えて、兵部尚書郭乾・右侍郎王遵の署名と花押がある(63)。したがって、いま現存する「豹韜左衛選簿」は隆慶四年(一五七〇)に完成したものである。そのゆえに、万暦等の年号を有する世襲記事は、それ以後逐次追加して書き加えられたのである。例えば、No.20徐湧の場合、「豹韜左衛選簿」は九輩徐湧を筆頭の見だし人としているが、徐家はその後も世襲され、最後は十三輩徐化行で、世襲記事は崇禎二年(一六二九)に及んでいる。これは、当該現存衛選簿が作られたとき、徐家の衛所官は徐湧であり、この衛選簿にその後の世襲記事が書き加えられたことになる。このように、今我々が披見している衛選簿は長いスパンに亘っているもので、この間には昇格・降格をはじめとする様々な原因で移衛・配置換えが行われたであろう。したがって、豹韜左衛自体、指揮使以下の構成員に相当の入れ替えが生じたのである。そのために、宣徳六年(一四三一)における成都中護衛からの移衛者の事例が少なくと考えられる。

②衛選簿の史料的人格に則していえば、①の可能性がはなはだ高いが、さらに視点を變えて、宣徳六年(一四三



(一)の護衛返上自体に原因を求めることはできないであろうか。というのは、豹韜左衛への移衛は成都中護衛だけではなく、残置された成都左護衛からも、前者の事例に伍して摘索できるからである。それに加えて、原則的には成都中護衛から豹韜左衛へ、成都右護衛から龍虎左衛への移衛されたはずの成都中護衛・右護衛から成都左護衛への移衛事例が十九件もある(表①参照)。

とすれば、宣徳六年(一四三二)における蜀王の護衛返上の際の移衛には、

(い) 成都中護衛 ↓ 豹韜左衛

(ろ) 成都右護衛 ↓ 龍虎左衛

という本来的な移衛のほか、

(は) 成都中護衛 ↓ 成都左護衛

(に) 成都右護衛 ↓ 成都左護衛

(ほ) 成都左護衛 ↓ 豹韜左衛

(へ) 成都左護衛 ↓ 龍虎左衛

の四つの類型があつたのではないかと考えられる。「龍虎左衛選簿」は現存しないので、(へ) 成都左護衛↓龍虎左衛の事例を摘索することはできないが、この事例もあることを想定することは決して註誤ではないであろう。

それでは、なぜ単純に成都中護衛↓豹韜左衛、成都右護衛↓龍虎左衛という全面的移衛に終始せず、(は) 成都中護衛↓成都左護衛、(に) 成都右護衛↓成都左護衛、(ほ) 成都左護衛↓豹韜左衛、(へ) 成都左護衛↓龍虎左衛のような移衛形式が生まれたのであろうか。その選抜は、どのような基準で行われたのであろうか。これを探れば、そこに蜀王の護衛返上に潜ませた意図を窺うことができるのではなからうか。

【表①】・【表②】にかかげたそれぞれの家の原籍・就軍の時期・由来を通観しても、そこに移衛の際の選別の基準になつたような要素はみいだしえない。そこで、蜀王府の護衛に來衛した時期を挙示すると、つぎのようになる。

【表④】

No.	見だし名	移衛者	来衛時期とその護衛	頁數
1	李実	李智	洪武二十二年 成都中護衛	二〇五
2	黃鳳	黃鉞	洪武十七年 成都中護衛	二一一
3	張奎	張誠	洪武二十三年以前 成都中護衛	二二九
4	平時輒	平三	洪武十九年 成都右護衛	二三二
5	馬瑀	馬俊	洪武十九年 成都右護衛	二五〇
6	朱衣	朱瑄	洪武十九年 成都右護衛	二五八
7	王啓	王翰	洪武十九年 成都右護衛	二五九
8	李廷表	李昇	洪武二十三年 成都右護衛	二六〇
9	王臣	王弘	洪武二十六年 成都中護衛	二六五
10	韓琮	韓聰	洪武九年 成都中護衛	二八八
11	胡邦桂	胡能	洪武十九年 成都右護衛	三〇二
12	王暘	王斌	洪武十九年 成都（中もしくは右）護衛	三〇四
13	陳裕	陳貴	洪武十八年 成都中（護）衛	三〇六
14	劉文沛	劉貴	洪武十七年 成都中護衛	三一七
15	周葵	周源	洪武十八年 成都中護衛	三一八
16	李嵩	李旻	洪武十九年 成都右護衛	三二〇
17	馬喬	馬興	洪武十八年 成都中護衛	三二二
18	梁応宣	梁善	洪武十九年 成都右護衛	三四五
19	朱璧	朱祐	洪武二十一年 成都中護衛	三四六

注

20	徐湧	徐英	洪武二十六年	成都左護衛	七
21	余壽	余謙		成都中護衛	二一
22	吳能	吳靖		成都中護衛	二二
23	姚一元	姚政	洪武二十六年	成都左護衛	二六
24	韓大謨	韓忠	洪武二十六年	成都左護衛	三一
25	賀錦	賀勇	洪武二十六年	成都中護衛	四一
26	黃陰	黃慶	洪武二十六年	成都中護衛	四三
27	張宇	張曙	洪武二十六年	成都中護衛	四五
28	胡春	胡琰	洪武二十三年	成都中護衛	四九
29	王學夔	王斌	洪武二十六年	成都中護衛	五七
30	方立	方全	洪武十九年	成都左護衛	六八
31	游瀚	游深	洪武二十二年	成都中護衛	七三
32	陶永	陶鏞	洪武二十三年	成都左護衛	七九
33	趙禮	趙敬	洪武十八年	成都中護衛	八三
34	彭顏	彭善心	洪武二十六年	成都中護衛	八五
35	雷応期	雷亨	洪武十九年	成都右護衛	八六

注⑦ No.10では「洪武玖年、成都中護衛に改む。武拾貳年、功もて小旗に陞せらる」に作っている。しかしながら、本稿の「はじめに」でのべたように、成都三護衛の設置は洪武十九年のことである。したがって、この記事では「洪武拾玖年」に作るべきところ「拾」の字が欠落したのではないかと思われる。そのほか、成都三護衛の設置年次を遡る洪武十七年、十八年という年次もみえるが、その是非について吟味する材料を今のところ有しない。

【表④】について、No.1から19までは、宣徳六年（一四三二）の護衛返上の際に、朝廷が指示した成都中護衛・右護衛から南京豹韜左衛・龍虎左衛への配置換えからはずれ、成都左護衛に移された事例である。そして、No.20以下は、指示通り南京豹韜左衛に移された成都中護衛の事例と本来的には指示のなかった成都左護衛からの移衛の事例である。

そのように二つのグループに分けて成都三護衛への來衛年次をみると、きわめて著明なことがら判明する。No.1～19グループでは、成都三護衛への來衛年次がほとんど洪武二十六年（一三九三）以前に集中し、洪武二十六年（一三九三）とするのは十九事例中わずかに一件あるだけである。これに対して、No.20～35グループでは、十六事例中八件が洪武二十六年（一三九三）に集中している。

それでは、洪武二十六年（一三九三）という年次と成都三護衛とはいかなる関係があるのであろうか。それは、洪武二十六年（一三九三）という年には蜀王府、ひいては成都三護衛にとつていかなるものが起きたかと問い直すこともである。

洪武二十六年（一三九三）二月、四川成都府に之國（就藩）してちようど三年を閲したばかりであった蜀王朱椿にとつて忌まわしい衝撃的の事件が起きた。蜀王朱椿の泰山（しゅうとうと）、つまり王妃の父である藍玉が謀反の疑いで逮捕され、その親族・友人はもちろんのこと、藍玉に関係ある全ての人々が芋づる式に捕まり、刑死した。一万五千人が処刑されたといわれている。藍玉党案（藍玉の獄）と呼ばれる事件である<sup>(61)</sup>。

この事件に巻き込まれて成都三護衛からも逮捕者が出た。現存の『成都左護衛選簿』からは四人の逮捕者をみいだすことができる<sup>(62)</sup>。衛選簿が現存しない成都中護衛・右護衛からも逮捕者が出たことが想定されるので、これは最低の数字に過ぎず、成都三護衛関係者の数多々な人々の連座があったと想定される。そのように成都三護衛から藍玉党案への連座者が多く出たため、そのあとの処置として他衛から多くの衛所官軍が成都三護衛に送り込まれた。その送り込みには二つの意味合いがあったものと思われる。一つはただ単に補充のための近隣衛所からの送り込み、二つは成都三護衛に対する監視を強めるための送り込みであった<sup>(63)</sup>。

成都左護衛や中護衛から豹韜左衛へ配置換えになった事例を示す【表②】No.20、35の十六事例中八件が洪武二十六年（一三九三）に集中しているのは、偶然の結果ではなく、そこに蜀王府の意図が働いているとみなすべきであろう。

蜀王友瑄が成都中護衛と右護衛の返上を申し出たとき、宣德帝は成都中護衛の衛所官軍を南京豹韜左衛に、成都右護衛の衛所官軍を龍虎左衛に配置換えして吸収することにした。しかしながら、さきふれたように、その際、（は）成都中護衛→成都左護衛、（に）成都右護衛→成都左護衛、（は）成都左護衛→豹韜左衛、（へ）成都左護衛→龍虎左衛のような配置換えも生じた。これもまた偶然の例外的人事ではなく、蜀王の確固たる意思によって生じたのであった。それは例えば、宣德六年（一四三二）の護衛返上の際、成都右護衛から龍虎左衛へではなく成都左護衛に回されたNo.16の李旻に関して、

【史料一①】

李旻、李恪の嫡長孫に係る。祖故す。父李禎職を襲ぐ。亦た故す。旻、蜀王の保奏に該り、宣德六年、所鎮撫を襲ぎ、成都左護衛に存置せらる。

とあり、李旻が龍虎左衛ではなく成都左護衛に配置換えになったのは、蜀王が保奏したからである。保奏とは推薦上奏することであるが、ここでは成都中護衛と右護衛の中で成都左護衛に残したい衛所官のリストを作り、それを請願するため上奏したのである。その結果、成都中護衛から豹韜左衛へではなく成都左護衛に移されたNo.19の朱祐に関して、

【史料一②】

宣德六年、朱祐、已に革せし成都中護衛前所の殘疾世襲副千戸朱獻の嫡長男に係る。蜀王保奏して欽准せられ、成都左護衛に存置せらる。

とみえるように、宣德帝によって欽准せられたものが成都左護衛に組み入れられたのである。したがって、宣德六年（一四三二）における成都中護衛・右護衛の返上問題はただにその二護衛の衛所官にとどまらず、左護衛の衛所官に

も南京に配置換えになるか、そのまま残留することになるのかという問題が生じた。(ほ) 成都左護衛→豹韜左衛、(へ) 成都左護衛→龍虎左衛の事例がみられるのは、そうした成都左護衛の一種の再編成の結果であった。

蜀王が残留組のリストを作り、上奏するにあたって、どのようなことを基準に拠りどころにしたか、それを窺う材料に事欠くが、【表④】に照らしていえば、藍玉党案の発生以後、成都三護衛に送り込まれてきた組の多くは残留リストから排除されたのではないかと思量される。事例件数が少ないとはいえ、その傾向は一定程度【表④】から読み取れるのではなからうか。

それでは、蜀王府にとってただ一つの護衛として残った成都左護衛の再編成に資すべき、蜀王の保奏を宣徳帝はなぜ欽准したのであろうか。その疑問を絵解きするためには、成都左護衛の宣徳六年(一四三二)以前と以後とに分けて、その軍事活動の様相を通観する必要がある。

### 三 残置護衛の軍事活動

#### (一) 戦歴と戦役地とその年次と

まずはじめに、衛所官家個々の戦歴を検証する。「成都左護衛選簿」における頭書の見だし名、その取載頁のあとに宣徳六年(一四三二)以前と以後に分けて戦役の年次と戦役地(一部人名等を含む)を摘記する。したがって、頭書見だし名その人自身がその戦役に直接に関わったことを意味するわけではなく、その家が世襲されていく間の戦歴の集積記録であることを意味する。

#### 【表⑤】

No 見だし名 頁数 戦歴・護衛返上以前

返上以後

- |    |     |     |                   |
|----|-----|-----|-------------------|
| 1  | 劉乾  | 一九九 |                   |
| 2  | 李友松 | 二〇〇 |                   |
| 3  | 張第  | 二〇一 | 白溝河               |
| 4  | 孫企  | 二〇二 |                   |
| 5  | 周東  | 二〇三 |                   |
| 6  | 神兆  | 二〇四 | 松州、麻姑山、永樂十四年崇寧王擒拿 |
| 7  | 李奕  | 二〇五 |                   |
| 8  | 姜齡  | 二〇六 |                   |
| 9  | 田繼宗 | 二〇八 |                   |
| 10 | 史訓  | 二〇九 |                   |
| 11 | 王達  | 二一〇 |                   |
| 12 | 黃鳳  | 二一一 | 洪武三十年白家壩、白水江      |
| 13 | 谷時亨 | 二一三 |                   |
| 14 | 鄭希阜 | 二一四 | 洪武三十年松潘等處         |
| 15 | 萌恩  | 二一六 |                   |
| 16 | 陳三謨 | 二一七 |                   |
| 17 | 馬心龍 | 二一八 |                   |
| 18 | 耿紹先 | 二一九 | 松州等處              |
| 19 | 趙啓  | 二一九 |                   |

明代蜀王府之成都三護衛（川越）

正德六年江津縣  
宣德九年松潘等處、正統六年麓川、天順三年東苗等處

正統七年雲南麓川、天順二年貴州東苗等處

松潘

成化元年戎臬人都掌、三年凌青城

成化四年都掌蛮、正德十二年雙蛮

天順八年東苗地方、正德八年江津

正統七年麓川

景泰三年湖廣香炉山等處

成化八年松潘、十三年松潘白馬路

正統七年雲南麓川

成化元年叛賊趙鐸等、八年茂州栗渴黑虎等寨、九

年松潘白馬路

嘉靖三十八年淮揚等處

正統六年麓川

栗渴黑虎等寨、白馬路

20	孟詔	一一三〇	洪武三十年松潘等處
21	廉永洪	一一三一	
22	趙承	一一三二	永樂四年交阯
23	朱政	一一三五	
24	鄧昇	一一三六	
25	梅心兆	一一三七	
26	馬敖	一一三八	
27	陳諍	一一三八	
28	張奎	一一三九	洪武二十三年雲南
29	孫露	一一三〇	
30	梁暹	一一三一	
31	石近阜	一一三一	永樂四年麻姑山
32	平時輒	一一三二	
33	朱璽	一一三三	
34	齊御	一一三三	
35	鄭廷相	一一三四	永樂六年南安
36	張維	一一三六	
37	黑勲	一一三八	
38	閔宏	一一四〇	

天順二年東苗、三年潘勝把肘、谷老隴等寨

宣德十年松潘

成化九年白馬路

正統六年麓川

成化三年山都掌

成化元年德陽縣

成化九年白馬路

弘治四年空心寨

弘治四年空心寨

天順二年東苗

宣德九年松潘

景泰元年貴州閔素嶺谷蒙洞等寨、嘉靖二十五年四

川安綿白草等寨

成化六年巢長溝等寨、九年白馬路

羅城、焦山、松潘

成化元年戎興箐前等處、二年小峯塢、青崗坎

大峯塢

景泰二年東苗



- 39 宣化 一二四三 正統六年麓川
- 40 唐菘 一二四四 景泰三年香炉山等處
- 41 呂璿 二四九 洪武二十三年土地閑散毛等洞、忠信  
等山寨、三十一年白水江等處
- 42 馬瑀 二五〇 年永寧衛沙江
- 43 孫在国 二五一 成化九年白馬路滴水崖
- 44 趙雄 二五二 正統六年麓川
- 45 杜承恩 二五二 成化九年松潘
- 46 王勝先 二五四 正德六年馬鞍山等處
- 47 何承勳 二五五 東苗等處
- 48 雷沢民 二五六 成化四年巴猪寨
- 49 費鼎 二五七 正統六年雲南麓川、正德五年陝西西鄉縣鷄鳴山等  
處、六年四川江津等縣
- 50 韓土化 二五七 嘉靖三十八年三沙等處
- 51 王啓 二五九 嘉靖四十二年等年福建壹山海洋并仙遊古田等處、  
四十三等年福建興化府
- 52 李廷表 二六〇 洪武三十三年散毛等處
- 53 彭綵 二六四 洪武三十年松潘
- 54 王恩 二六八 正統七年麓川
- 成化三年戎縣都掌大垣等處、九年茂州淺溝三姐等  
寨

55	周謐	二六八	洪武二十五年建昌
56	楊宗賢	二六九	
57	蔣位	二七〇	洪武二十五年帖木兒招集
58	徐遷	二七一	
59	劉宗仁	二七二	
60	楊世傑	二七三	
61	詹奎	二七三	
62	吳楊三	二七四	
63	丁繼勳	二七五	
64	陳嘉猷	二七五	
65	黃懋才	二七六	
66	姚士爵	二七七	
67	王正東	二七八	
68	董珮	二八〇	
69	敖紳	二八一	
70	李忠	二八六	洪武三十三年陣亡
71	陳直	二八七	永樂六年交趾
72	韓琮	二二八	洪武二十六年建昌
73	王明臣	二八九	
74	江鳳鑾	二九〇	洪武二十三年建昌等處

成化三年都掌等處
成化四年山都掌并空心寨等處
成化九年淺溝三姐等寨
宣德九年松潘
天順三年哨牛場山箐
成化三年都掌
成化九年三姐等寨
嘉靖三十六年唐寨後山等處
成化九年松潘白馬路等處
成化十二年黑虎空狼等寨
正統六年松潘、正統間龍川、成化元年戎峴等處
成化元年戎峴凌香城小峯青崗等處
成化九年貴州香炉山等處
宣德九年松潘等處、嘉靖三十八年淮揚通海等處
栗渴黑虎寨
成化元年戎峴、嘉靖四十一等年興化等處、四十二等年仙遊等處
天順二年東苗、正德十一年棘蠻普法惡
嘉靖二十九年四川地架獵爾
成化四年都掌大垣

75	彭賑	二九一
76	李昌	二九一
77	徐朝暘	二九二
78	唐友	二九三
79	高從階	二九四
80	王計	二九五
81	顧恒	二九五
82	邵廷輔	二九七
83	侯堂	三〇〇
84	胡邦桂	三〇二
85	王恩	三〇二
86	向李都	三〇三
87	陳繼祖	三〇五
88	陳裕	三〇六
89	張仁	三〇七
90	陳淑	三一
91	高応勳	三一
92	王叙	三二三
93	羅鳳	三一五
94	馬銳	三一五
95	姜喬	三一六

明代蜀王府と成都三護衛（川越）

宣德九年松潘

成化四年山都掌、嘉靖二十四年四川白草地方

正統八年以後白馬路

宣德九年松潘等処

嘉靖三十八年淮揚等

成化八年茂州

天順八年戎峴、成化三年戎峴山都掌、九年彭峴

嘉靖三十八年淮揚等処

宣德九年松潘龍溪等寨、天順二年東苗等処

正統六年麓川

成化三年戎峴

天順二年羅山寨、嘉靖三十四年吳江峴

宣德九年番寇擒殺

成化元年戎峴、三年都掌

宣德九年松潘、正統六年麓川

嘉靖四十四年永寧衛沙堤灣等処

弘治四年松潘、正德六年江津峴

成化九年白馬路

白馬路

松潘、宣德八年打粟谷任昌等寨

成化元年白馬路

- 96 劉文沛 三一七 成化四年打伍村寨
- 97 周葵 三一八 成化九年白馬路
- 98 潘宋 三一八 成化元年戎鼎等處
- 99 徐啓 三一九 正統六年麓川
- 100 潘祿 三二一 永樂六年交阯、正統十四年征傷疾、成化元年戎鼎
- 101 馬喬 三二二 宣德九年松潘
- 102 王承宗 三二六 成化元年戎鼎等處
- 103 蔡文軾 三二六 松潘等處
- 104 陳魁 三二七 天順八年貴州東苗
- 105 趙璧 三二九 成化三年都掌
- 106 周武 三三一 成化元年綿漢、三年戎鼎都掌
- 107 孟曙 三三四 成化八年潘松栗渴寨、九年白馬山寨
- 108 趙啓 三三七 洪武中貴州東苗水垣寨、永樂三年干
- 109 楊自喬 三四〇 蔽等寨、擺榜等寨、絳擺等寨、太平
- 代寨、大蒙等寨
- 110 顧紹源 三四五 洪武二十三年散毛等洞
- 111 梁応宣 三四五 成化九年茂州三姐等寨、十六年巴猪等寨、十七年
- 松茂烈柯等寨
- 112 費忘 三四七 成化元年逆賊張鐸斬獲、戎鼎、三年山都掌等處
- 113 喬瑾 三四八 正德六年江津縣馬鞍山等處、劍山馬耳山等處
- 永樂十四年谷府謀黨擒拿

114 劉昌祚 三五〇 洪武二十五年建昌

宣德七年松潘等処、景泰元年貴州猪狗場香炉山等寨

115 羅冠 三五二

正統六年麓川

116 劉歩武 三五四 洪武二十三年白馬路

成化十年茂州淺溝等寨、弘治中白馬路

117 王梅 三五七

成化七年班班族寨等処

以上、「成都左護衛選簿」の中から衛所官家それぞれの戦歴に関する記録を探り出し、それらを集積して一覽表とした。ここで確認しておくべき一点は、ここにあげた事例総数は二一七であるが、これは現存の「成都左護衛選簿」にみえる衛所官家のすべてを遺漏なく網羅したわけではないことである。世襲の記録簿としての衛選簿に軍功が記されているのは、陞進等に関連してであるが、その陞進過程においていかなる軍事活動・戦役に関わって陞進したのかを示す記述が全くないというケースが少なくない。「成都左護衛選簿」においても、収録されている衛所官家の数と【表⑤】に収録した数とは乖離がある。

さて、そうした性質を有する【表⑤】から成都左護衛の軍事活動の実相を知る材料にするため再度宣徳六年（一四三二）以前と以後に分けて紀年順に整理すると、【表⑥a】と【表⑥b】とをえることができる（なお、それぞれの戦役地等に付した数字は【表⑤】のNoである）。

【表⑥a】

洪武十六年 重慶等処 86

洪武二十二年 龍海等処 47

二十三年 散毛等洞 110、雲南 28、白馬路 116、土地関散毛等洞、忠信等山寨 41、建昌等処 74

二十五年 建昌等処 102、建昌 55、建昌 114、帖木兒招集 57、建昌塩井等処 107

明代蜀王府と成都三護衛（川越）

二十六年	建昌 72
三十年	白家壩、白水江 12、松潘等處 14、松潘等處 20、松潘 52
三十一年	白水江等處 41
三十三年	散毛等處 51、陣亡 70
三十五年	德州 47
洪武中	貴州東苗水垣寨 109
永樂三年	干藏等寨、擺榜等寨、絳擺等寨、太平代寨、大蒙等寨 109
四年	交趾 22、麻姑山 31
六年	南安 35、交趾 71、交趾 100、安南 103
十四年	岳州等處 85、谷府謀黨擒拿 113、崇寧王擒拿 6
年次不明	白溝河 3、松州 6、麻姑山 6、松州等處 18

## 〔表⑥b〕

宣德七年	松潘等處 114
八年	打粟谷任昌等寨 94、宣德九年松潘 101
九年	松潘等處 2、松潘 33、空狼等寨 41、松潘 58、松潘等處 68、松潘 75、松潘等處 78、松潘龍溪等寨 83、番寇擒殺 87、松潘 89
十年	松潘 23
正統六年	麓川 2、麓川 17、麓川 25、麓川 39、馬鞍山 41、麓川 43、雲南麓川 48、松潘 65、麓川 84、麓川 89、麓川 99、麓川 115
七年	雲南麓川 4、麓川 9、雲南麓川 13、麓川 53

十四年

征傷疾 100

八年以後

白馬路 77

正統間

麓川 65

景泰元年

貴州閩素嶺谷蒙洞等寨 34、貴州猪狗場香炉山等寨 114

二年

東苗 38

三年

湖広香炉山等処 10、香炉山等処 40

天順二年

貴州東苗等処 5、東苗 21、東苗 32、東苗 72、東苗等処 83、羅山寨 86

三年

潘勝把肘、谷老隴等寨 21、東苗等処 3、哨牛場山霄 59

八年

東苗地方 8、戎果 81、貴州東苗 101

成化元年

戎果人都掌 6、叛賊趙鐸等 15、德陽縣 27、戎果菁前等処 37、戎果等処 65、戎果凌霄城小峯青

崗等処 66、戎果 71、戎果 88、白馬路 95、戎果等処 98、戎果 100、戎果等処 102、綿漢 106、逆賊張

二年

鐸斬獲 112、戎果 112

四年

小峯垆、青崗坎大峯垆 37、凌霄城 6、山都掌 26、戎果都掌大垣等処 54、都掌等処 55、都掌

六年

60、戎果山都掌 81、戎果 85、都掌 88、都掌 105、戎果都掌 106、山都掌等処 112

七年

都掌蠻 7、巴猪寨 47、山都掌并空心寨等処 56、都掌大垣 74、山都掌 76、打伍村寨 96

八年

巢長溝等寨 35

九年

班班族寨等処 117

九年

松潘 11、茂州栗渴黑虎等寨 15、茂州 80、潘松栗渴寨 108

九年

松潘白馬路 15、白馬路 24、白馬路 28、白馬路 35、白馬路滴水崖 42、松潘 44、茂州淺溝三姐等

九年

寨 54、淺溝三姐等寨 57、三姐等寨 61、松潘白馬路等処 63、貴州香炉山等処 67、彭果 81、白馬

路 92、白馬路 97、白馬山寨 108、茂州三姐等寨 111

明代蜀王府と成都三護衛（川越）

- 十年 茂州淺溝等寨 116
- 十二年 黑虎空狼等寨 64
- 十三年 松潘白馬路 11
- 十六年 巴猪等寨 111
- 十七年 松茂烈柯等寨 111
- 弘治四年 空心寨 29、空心寨 30、松潘等處 31、松潘 91
- 弘治中 白馬路 116
- 正德五年 陝西西鄉縣鷄鳴山等處 48
- 六年 江津縣 1、馬鞍山等處 45、四川江津等縣 48、江津縣 91、江津縣馬鞍山等處、劍山馬耳山等處 113
- 八年 江津 8
- 十一年 棘蠻普法悲 72
- 十二年 雙蛮 7
- 嘉靖二十四年 四川白草地方 76
- 二十五年 四川安綿白草等寨 34
- 二十九年 四川地架獵爾 73
- 三十四年 吳江縣 86
- 三十六年 唐寨後山等處 62
- 三十八年 淮揚等處 16、三沙等處 49、淮揚通海等處 68、淮揚等 79、淮揚等處 82
- 四十一等年 興化等處 71
- 四十二等年 福建壹山海洋并仙遊古田等處 50、嘉靖四十二等年仙遊等處 71
- 四十三等年 福建興化府 50



四十四年

永寧衛沙江41、永寧衛沙堤灣等処90

年次不明

松潘5、栗渴黑虎等寨19、白馬路19、栗渴黑虎寨69、羅城36、焦山36、松潘36、東苗等処

46、白馬路93、松潘94、松潘等処103

(二) 戦役地からみた護衛返上以前と以後

【表⑥a】と【表⑥b】とを比較すると、それぞれに掲出した戦役の件数に大なる相異がある。これは対象となつた期間が【表⑥a】の場合は洪武十九年（一三八六）における成都三護衛設置から宣徳六年（一四三二）の成都中護衛・右護衛返上に至るまで四十六年間、それに対して【表⑥b】はそれ以後嘉靖年間に及ぶ長期間というように、その長短に比例して生じた件数の多寡である。したがって、その多寡によつて軍事活動の実相を論議しても意味はない。成都中護衛・右護衛返上を契機として、唯一の護衛となつた成都左護衛の軍事活動の様相がどのように変化したかを知るためには、その活動範囲の相異を検討することがむしろ妥当な方法である。

さて、【表⑥a】によると、成都左護衛の軍事活動に関して最も早い年次とその戦役地は、「洪武十六年」で「重慶等処」とする。しかしながら、成都左護衛の設置は、さきにふれたように洪武十九年（一三八六）のことであり、紀年に謬りがあることは明白であるが、洪武中のことには相違ないと思われるので、この事例も入れて【表⑥a】の戦役地等を「明実録」を中心に諸史料を摘索してその位置を確認して地域ごとに整理すると、つぎのようになる（事例の配列は原則年次順）。

【表⑦a】

地域

事例

四川

重慶等処86、散毛等洞110、白馬路116、土地関散毛等洞、忠信等山寨41、建昌等処74、建昌等処102、建

明代蜀王府と成都三護衛（川越）

昌55、建昌14、建昌塩井等処107、建昌72、白家壩、白水江12、松潘等処14、松潘等処20、松潘52、白水江等処41、散毛等処51、千藏等寨、擺榜等寨、経擺等寨、太平代寨、大蒙等寨109、麻姑山31、松州6、麻姑山6、松州等処18

雲南 龍海等処47、雲南28、南安35

貴州 貴州東苗水坝寨109

北直隸 陣亡70、白溝河3

山東 德州47

湖広 崇寧王擒拿6、岳州等処85、谷府擒拿113

ベトナム 交陟22、交陟71、安南103、交陟100

未詳 帖木兒招集57

以上の【表⑦a】について若干の補足説明をすれば、北直隸・山東に関わる陣亡70、白溝河3、德州47の三件は、靖難の役に関わる出軍である。靖難の役において成都三護衛が建文側に参陣したことはかつて考証したことがあるが<sup>(67)</sup>、これは南京建文政権の命令に従ったものである。

湖広の事例である崇寧王擒拿6、岳州等処85、谷府謀党擒拿113の三件は谷王穗の逆謀事件に絡んでの出軍である。谷王穗は太祖第十九子であり、崇寧王は蜀王椿の第三子悦燁のことである。悦燁は、本稿の註(47)でふれたように蜀王椿にとつては不肖の息子で、父椿の勸気を被つて罰をうけ、椿と同母弟の谷王穗が当時就藩していた湖広長沙府の谷王府に逃げ込んだ。永楽十四年(一四一六)年秋七月のことである。谷王穗に逆謀の疑いがかかつていたこの時期の、かかる愚息悦燁の谷王府への逃亡は、蜀王椿にとつてきわめて憂慮せざるをえない事態であつた。同母弟の謀反嫌疑に加担していると永楽帝にみられたならば、蜀王府は存亡に関わる危殆に瀕することは必至であり、それを避けることもあつて、湖広に出軍した成都左護衛の衛所官軍は岳州等処で崇寧王悦燁を擒拿したのである。贅語すれ

ば、この崇寧王悅樽擒拿は難儀なことであつたようである。岳州等処85に關して、「成都左護衛選簿」王恩の条（三〇二頁）に、

【史料J】

敏、役を代わる。成都左護衛左所に調せらる。永樂十年、併もて小旗に充てらる。十四年、差わされて岳州等処に往き公幹す。谷庶人に収監せらる。勅書を欽奉して放出せらる。

とある。谷王府に逃げ込んだ崇寧王悅樽を擒拿すべく岳州に赴いた成都左護衛の一人であつた王敏は逆に谷王府に捕まつて収監された。谷王がその王敏を放逐したのは、欽勅、すなわち永樂帝の命令に谷王が逆らえなかつたからである。

交趾22、交趾71、交趾100、安南103は永樂期のベトナム遠征に關わる事例である。帖木兒招集57を未詳の項に入れたのは、帖木兒というのはモンゴルや中央アジアの人々に多い人名で、これ単独で關係する地域を特定することは困難だからである。ただ帖木兒招集57に關して「成都左護衛選簿」に記す年次、すなわち洪武二十五年（一三九二）を手掛かりに「太祖實錄」を検索すると、洪武二十五年秋七月癸未の条に、

【史料K①】

四川都指揮使瞿能、各衛兵を率いて月魯帖木兒を討ち、双狼寨に至り、攻めて之を破り、偽千戶段太平等を擒え、其の衆大潰す。月魯帖木兒遁去するや、能、兵を督して追捕し托落等寨に進攻し之を抜く。月魯帖木兒復た遁走し、能復た之を追うて斬殺し、前みて水寨関を破る。

とあり、四川都指揮使瞿能が月魯帖木兒とその部衆を破つたという記事がある。この戦役に關して、「国朝獻徵録」卷一一〇に収録する伝記史料では、張朝瑞撰の「忠節錄」を再録して、

【史料K②】

洪武中、四川都指揮使を以て同知徐凱と兵を統べ、涼国公藍玉に從いて大渡河を渡り西番を撃ちて功有り。又都督徐司馬とともに副総兵と為り、都督聶緯に從い、建昌叛酋月魯帖木兒を討つ。又藍玉に副い賊を双狼寨に破

る。

とあり、月魯帖木兒を建昌叛酋としている。また、『読史方輿紀要』卷七四、四川九には、

【史料K③】

水砦関、所の東北に在り。明初、月魯帖木兒叛す。藍玉等に詔して之を討たしむ。四川都指揮使瞿能、兵を率いて双狼砦を破り、進みて托落等砦を破る。

とあり、双狼砦・托落等砦を水砦関下の寨としている。帖木兒招集57の帖木兒が月魯帖木兒のことを指すとすれば、【史料K②】・【史料K③】の史料から、この戦役地は四川に入れることができる。

以上、宣徳六年（一四三一）の成都中護衛・右護衛返上以前における成都左護衛の軍事活動のエリアを探ってきたが、それは四川を中心に、雲南・貴州・北直隸・山東・湖広・ベトナムに及んでいる。この中で蜀王府に直接関わる軍事行動は、谷王府に逃亡した蜀王椿第三子の崇寧王悅燻を擒拿した崇寧王擒拿6、岳州等処85、谷府擒拿13の三件だけである。それを除く軍事行動はすべて成都左護衛単独の軍事活動ではない。雲南遠征にしろ、ベトナム遠征にしろ、これらの征討軍中に成都左護衛が含まれているのは、それら征討軍が編制されたときに四川都司所属の衛所等とともにそれに組み込まれたからである。護衛といえどもその軍事活動を王府に関わることのみに特化することとはできなかつたのである。【表⑥b】にもとづいて、以下、宣徳六年（一四三一）以後の戦役地を地域ごとに整理すると、【表⑦b】のようになる。

【表⑦b】

地域

事例

四川

松潘等処114、打粟谷任昌等寨94、松潘101、松潘等処2、松潘33、空狼等寨41、松潘58、松潘等処68、松潘75、松潘等処78、松潘龍溪等寨83、番寇擒殺87、松潘89、松潘23、松潘65、白馬路77、羅山寨86、戎県81、戎県人都掌6、戎県管前等処37、戎県等処65、戎県凌霄城小峯青崗等処66、戎県71、戎

鼎88、白馬路95、戎鼎等處98、戎鼎100、戎鼎等處102、德陽鼎27、綿漢106、戎鼎112、小峯塢、青崗坎大峯塢37、凌宵城6、山都掌26、戎鼎都掌大垵等處54、都掌等處55、都掌60、戎鼎山都掌81、戎鼎85、都掌88、都掌105、戎鼎都掌106、山都掌等處112、都掌蠻7、巴猪寨47、山都掌并空心寨等處56、都掌大垵74、山都掌76、打伍村寨96、松潘11、茂州栗渴黑虎等寨15、茂州80、潘松栗渴寨108、松潘白馬路15、白馬路24、白馬路28、白馬路35、白馬路滴水崖42、松潘44、茂州淺溝三姐等寨54、淺溝三姐等寨57、三姐等寨61、松潘白馬路等處63、彭鼎81、白馬路92、白馬路97、白馬山寨108、茂州三姐等寨111、茂州淺溝等寨116、黑虎空狼等寨64、松潘白馬路11、巴猪等寨111、松茂烈柯等寨111、空心寨29、空心寨30、松潘等處31、松潘91、白馬路116、馬鞍山41、馬鞍山等處45、江津鼎1、四川江津等鼎48、江津鼎91、江津鼎馬鞍山等處、劍山馬耳山等處113、江津8、四川白草地方76、四川安綿白草等寨34、四川地架獵爾73、松潘5、栗渴黑虎等寨19、白馬路19、栗渴黑虎寨69、松潘36、白馬路93、松潘94、松潘等處103、班班族寨等處117、蜚蠻普法惡72、蜚蠻7

雲南

麓川2、麓川17、麓川25、麓川39、麓川43、雲南麓川48、麓川84、麓川89、麓川99、麓川115、雲南麓川4、麓川9、雲南麓川13、麓川53、麓川65

貴州

貴州関素嶺谷蒙洞等寨34、貴州猪狗場香炉山等寨111、東苗38、貴州東苗等處5、東苗21、東苗32、東苗72、東苗等處83、東苗等處3、東苗地方8、貴州東苗101、貴州香炉山等處67、東苗等處46、湖広香炉山等處10、香炉山等處40

廣西

羅城36  
陝西西鄉縣鷄鳴山等處48

陝西

福建

南直隸 吳江鼎86、淮揚等處16、三沙等處49、淮揚通海等處68、淮揚等79、淮揚等處82  
興化等處71、福建壹山海洋并仙遊古田等處50、仙遊等處71、福建興化府50、永寧衛沙江41、永寧衛沙堤灣等處90

未詳

征傷疾100、潘勝把肘、谷老隴等案21、哨牛場山霄59、叛賊趙鐸等15、逆賊張鐸斬獲112、巢長溝等案35、焦山36、唐寨後山等処62

未詳の項に入れた征傷疾100について、原文には「正統十四年、征して傷疾す」とある。衛選簿では正統十四年（一四四九）に関わる「征」は、同年七月に明の北辺に侵寇してきたモンゴル軍に対する英宗の親征軍を指称する。したがって、征傷疾100の事例は、成都左護衛の衛所官軍も親征軍に組み込まれ、八月十五日に親征軍が覆滅した土木の変において傷疾したと解することが可能である。とすると、征傷疾100の当事者である潘忠は、北直隸の土木堡を包囲してモンゴル軍から負傷しながらも命からがら脱出したということになるが、「成都左護衛選簿」では英宗の親征軍に関わるとみなされる事例は征傷疾100一件のみに過ぎず、そのように土木の変と関係づけることが正鵠を射ているかどうか断定できない。

さて、宣徳六年（一四三一）以後の成都左護衛の軍実活動を展開したエリアは、それ以前のエリアよりも拡大している。永楽期のベトナム遠征のような遠方地への外征に組み込まれることはなくなったが、華南の沿海地方への出軍回数が多くなっている。南直隸や福建の事例は、たとえば、呉江県86に關していうと、「成都左護衛選簿」向李郁の条（三〇三頁）に、

【史料K④】

李郁、親弟に係り役に補せらる。嘉靖參拾肆年、調せられて倭賊を征し、親ら真倭從賊の首級貳顆を斬るの功もて試百戸に陞せらる。呉江県にて壹顆を斬首し、本衛所実授百戸に陞せらる。

とあるように、全て倭寇に対する防禦のための出軍である。嘉靖年間にいわゆる「大倭寇」時代が発現すると、四川から南直隸・福建等の遙か遠き沿海地方にまで出張したのである。倭寇の勢いが猛威を振るった嘉靖年間に川兵（四川の兵）が江浙に投入されたことはすでに黎光明『嘉靖禦倭江浙主客軍考』（燕京学報專号之四、哈仏燕京学社、一九三三年）において言及されているので（九四―九六頁）、「成都左護衛選簿」に倭寇防禦のために南直隸や福建に調

撥された事例が多数有つても無論おかしなことではない。ただ、蜀王府の護衛たる成都左護衛からも衛所官軍が投入されているところに、成都左護衛の性格が宣徳六年（一四三二）以前と以後とでは大いに変質したことが看取される。

### おわりに

初代蜀王である朱椿は、太祖洪武帝の諸子の中で最も賢と称せられた人であるが、しかしながら、その生涯は順風満帆ではなかった。蜀王椿が、最初の忌まわしい衝撃的事件に襲われたのは、四川成都府に之国（就藩）して、ちょうど三年が閏したばかりの洪武二十六年（一三九三）二月に起きた藍玉党案（藍玉の獄）である。藍玉を父に持つ最愛の王妃藍氏はそれから一年経った洪武二十七年（一三九四）二月二十三日に亡くなった。蜀王椿はふたたび王妃を冊立することはなかった<sup>(68)</sup>。蜀王椿は愛妃に先立たれただけではない。永楽七年（一四〇九）六月四日には世子の悦嫌を喪った。しかも悦嫌が亡くなったとき、その子友増はまた四歳の幼子であった。蜀王椿の薨去は、永楽二十一年（一四二三）二月十一日、在位四十三年、寿五十三であった。このとき、友増は十八歳の青年に成長していた。しかしながら、かかる友増の蜀王襲封は、すぐには実現しなかった。父悦嫌の弟で、蜀王椿の第二子悦燿が蜀王椿の後嗣の座を狙つて陰謀を巡らし、友増自身はそれに巻き込まれたからである。悦燿の告発は永楽帝崩御のあと即位した洪熙帝によつて誣引と断じられ、悦燿は最初は湖広宝慶府の武岡州に移徙され、ついで時を置かず、同じ湖広の常德府澧州に移徙された。こうして友増は第二代蜀王となった。しかし、蜀王府を襲う難儀は一向にやまない。宣徳五年（一四三〇）春正月には四川総兵官左都督陳懷が蜀王府内で突然鉄砲の発射音がしたことを、その鉄砲は四川都司が秘密裡に供与したものであろうとの推測をまじえて宣徳帝に上奏したのである。これに對して、宣徳帝は、陳懷に對して、四川都司の堂上官は皆死罪の状をもつて責め、首領官を械送して京に赴かしむよう命令し厳格に對応した。それによつて、蜀王友増は、翌宣徳六年（一四三一）六月に、成都中護衛と右護衛の返上を申し出た。その上奏は宣徳

帝によって嘉納され、九月には成都中護衛の官軍は南京の豹韜左衛に、成都右護衛の官軍は南京龍虎左衛に配置換えとなり、成都中護衛・右護衛の名は消滅した。宣徳六年（一四三二）における護衛返上の際の移衛では、原則的には、（い）成都中護衛→豹韜左衛、（ろ）成都右護衛→龍虎左衛というのが本来的な移衛の形であつたが、実際には、（は）成都中護衛→成都左護衛、（に）成都右護衛→成都左護衛、（ほ）成都左護衛→豹韜左衛、という形のものも少なからずあるのは、護衛返上は蜀王府の護衛として残される成都左護衛の一種の再編成の結果であつた。

蜀王が残留組のリストを作り、上奏するにあつて、どのようなことを基準の拠りどころにしたか、それを窺う材料には事欠くが、集めた事例から勘案すると、藍玉党案の発生以後、成都三護衛に送り込まれてきた組の多くは残留リストから排除された傾向が一定程度読み取れる。

蜀王府にとつてただ一つの護衛として残される成都左護衛をどのように再編成するか、しかしながら、それは蜀王の専権事項ではない。残留組のリストは蜀王が保奏し、それを宣徳帝が欽准して、初めて効力を發揮する。（は）成都中護衛→成都左護衛、（に）成都右護衛→成都左護衛、（ほ）成都左護衛→豹韜左衛、という形の移衛が多々みられることは、宣徳帝が欽准し、蜀王の保奏が奏効したことを意味する。これは一見宣徳帝が妥協したことと思われが、それを欽准した宣徳帝の思念は奈辺にあつたのであろうか。

宣徳六年（一四三二）を挟んで、それ以前と以後の成都左護衛の軍事活動の地域的範囲を比較すると、以後の範囲は大いに拡大している。それは宣徳帝が護衛を王府固有の軍事力から一般衛所と同様の軍事力に転換させようと企図した結果ではないかと思われる。宣徳年間においては単に蜀王府にのみならず、各王府においてもその護衛の返上や削減が相ついだ<sup>(9)</sup>。その結果、諸王府は、護衛を有しないか、有してもわずか一護衛のみとなつた。返上された護衛、削減された護衛の衛所官軍は、既存の一般衛所に組み込まれている。宣徳帝の諸王政策の目指した意図は、諸王府の軍事力を削減すると同時にそれを一般衛所と同様の軍事力として多用すべく再編成することにあつたといえよう。それによって、たまさか諸王府に残置された護衛の機能も殆ど一般の衛所と変わらなくなつたのである。

諸王には自己の護衛といえども、昇格・降格に関わる全般的な人事権はなかつた。諸王の独断で人事が決定できる



のは、軍士の総旗・小旗への陸進に關してのみである。官品を有する試百戸から上の衛所官職への陸進に關わる人事は、諸王がそれぞれ保奏して皇帝の欽准を得る必要があつた<sup>(70)</sup>。

護衛に対する諸王の関与は、このように本来縛りの多いものであつたが、宣徳帝の諸王政策によつて、護衛は王府にとつてきわめて名目的な存在に過ぎなくなつた。蜀王友璋は、洪武帝によつて藍玉党案後に成都左護衛に送り込まれた衛所官軍を宣徳六年（一四三二）の護衛返上の際に排除しようとしたが、かかる成都左護衛再編成の目論見は、護衛全体を一般衛所化しようと思圖していた宣徳帝にとつて、過大に問題とするに当たらない小事に過ぎず、その上奏をば申し出の通りそのまま欽准裁可したのであつた。

### 註

- (1) 拙著『明代建文朝史の研究』（汲古書院、一九九七年）「序章 懿文太子之死とその波紋」四三頁。なお、太祖の治世中に就藩した実子が第十九子までの内の十七人というのは、皇太子たる第一子と夭折した第九子の趙王を除いた数である。
- (2) 『太祖実録』洪武十一年春正月甲戌朔の条「皇子椿を冊封して蜀王となし、柏を湘王となし、桂を豫王となし、栢を漢王となし、植を衛王となし、呉王楄を改封して周王となす」。ちなみに、蜀王と同時に湘王に封せられた朱栢（生母順妃胡氏）も八歳、豫王に封せられた朱桂は五歳、漢王に封せられた朱栢（生母邸氏）は三歳、衛王に封せられた朱植（生母韓氏）は二歳であつた。なお、湘王朱栢以下諸王の冊封時の年齢は、明・王世貞『弇山堂別集』卷
- 三二、同姓諸王表にみえる生年月日に基づいて算出した。
- (3) 『太祖実録』洪武二十三年春正月丙寅の条「蜀王楄、成都府に之國す」。
- (4) 『太祖実録』洪武十八年冬十月壬辰の条「永昌侯藍玉の女を冊して、蜀王楄の妃と爲す」。
- (5) この贊辭は『明史』卷一三二、藍玉伝所引のものが著名であるが、それに先行してすでに早く明・王世貞の『弇州史料』卷二四、前集、藍涼公伝と『弇州山人統稿』卷八四、文部、史伝にみえている。
- (6) 『太祖実録』洪武十九年秋七月癸亥の条「成都護衛を改めて成都左護衛と爲す。并せて中右二護衛を置く」。
- (7) 同右書、洪武二十二年九月戊子の条「蜀王の將に國に之かんとするを以て、戸部に命じて、鈔三十万錠を運びて、

- 蜀府に赴き、以て賞賚に備えしめ、並びに其の官に従う軍士一千八百四十人に鈔凡そ万二千七百余錠を賜わしむ。
- (8) 奥山憲夫「明代軍政史研究」(汲古書院、二〇〇三年)第三章「洪武朝の賜与(一)——銀・鈔」によると、洪武二十二年(一三八九)度の鈔賜給総額は一四二四万六六〇七錠であったという(一一五頁)。
- (9) 拙稿「藍玉党案と蜀王朱椿」(『中国史学』第一四卷、二〇〇四年)二〇九頁。明・劉葉撰『名賢事類通考』卷一、国朝にも「蜀王椿、文学を好み賢士を礼い、忠節を以て世に顕わる」とある。
- (10) 明・王世貞「弇山堂別集」卷三二、同姓諸王表。
- (11) 蜀王朱椿の薨卒伝は、『太宗実録』永楽二十一年春三月戊申の条に載せられていて、「蜀王椿の訃、聞す。上、之を哀悼し視朝を輟むこと七日、祭を賜い、諡して献と曰う」とある。
- (12) 万曆「大明会典」は、ほぼ同文の記事を卷二二四、兵部七、職方清吏司、城隍一、都司衙所、四川都司に掲出する。
- (13) 余計なことながら、『蜀故』を著した彭遵泗は、崇禎元年(一六二八)から康熙二年(一六六三)に及ぶ四川の動乱について記した「蜀碧」の撰者である。
- (14) その一例として、蜀王と王府について詳細に論じた陳世松氏の「明代蜀藩宗室考」(『成都出土歴代墓銘券文図録総釈(下巻)』文物出版社、二〇一二年)一一七三頁参照。
- (15) 洪武二年(一三六九)に諸王封建の制度を定めたとき、それと並行して、諸王の官職・制度や服務の規律等を制定した「祖訓録」の編纂を中書省に命じ、それが、満四年二月月をかけて、洪武六年(一三七三)五月に完成したとき、洪武帝はそれに御製の序文を附し、諸王に頒布するとともに、謹身殿の東廡と乾清宮の東壁に掲示して、諸王に日常厳守させ、永久に改易してはならない祖法として律令とならべて重視し、後世子孫に敬守せしめたが、洪武二十八年(一三九五)閏九月には、この「祖訓録」を「重定」した。「皇明祖訓」を新たに編纂させた。両者の条文を比較すると、「祖訓録」は一〇六条であるのに対して、「皇明祖訓」は九十四条であり、このうち、後者が前者から撰取したものは九十条、捨象したものの十六条、後者が独自に新しく追加したものが四条であり、後者が前者から撰取した九十条も、同文のもの六十一條、文の異なるもの二十九条という内訳になる。かかる「皇明祖訓」については、拙稿「皇明祖訓」編纂考——とくに「祖訓録」との関係について——(『アジア史研究』第七号、一九八三年)参照。
- (16) 「皇明祖訓」礼儀を参照。
- (17) 前掲拙稿「藍玉党案と蜀王朱椿」参照。
- (18) 註(14)参照。
- (19) 「太祖実録」洪武二十一年八月庚午の条(第二十九孫悦嬪生まる。蜀王の世子なり)。
- (20) 同右書、永楽二年夏四月甲戌の条「永楽二年四月初四

日、長子を立てて皇太子と爲し、授くるに冊宝を以てし、正位は中宮の一とす。第二子高煦は漢王と爲し、第三子高燧は趙王と爲す。高宗親を念い、薄く恩礼を施す。楚王の第五子孟燦を封じて崇陽王と爲し、第六子孟煥を通山王と爲し、第七子孟燦を通城王と爲し、第八子孟炤を景陵王と爲し、第九子孟燿を岳陽王と爲し、蜀王の第二子悦燿を華陽王と爲し、第三子悦燿を崇寧王と爲し、第四子悦焯を崇慶王と爲し、第五子悦炤を保寧王と爲す（以下略）。

(21) 註(20)に同じく、永樂二年夏四月甲戌の条、参照。

(22) 「皇明祖訓」職制に収録するこの規定は、『太祖実録』洪

武二十八年八月戊子の条に、「詔して皇太子親王等の封爵冊宝之制を更定す」と始まる記事にも収載されている。

(23) 『太宗実録』永樂元年夏四月戊午の条「蜀の世子悦燿来朝す」。

(24) 前掲拙著「明代建文朝史の研究」終章「建文と永樂の間で—建文諸臣の行動様式—」四三六頁。

(25) 悦燿が来朝した永樂元年（一四〇三）夏四月の一ヶ月内だけでも、楚王府の世子孟焯と永安王孟燦、周王府の世子有敬と順陽王有烜等の来朝記事がある（『太宗実録』永樂元年夏四月甲寅、ならびに乙卯の条、参照）。

(26) 同右書、永樂三年九月癸巳朔の条「蜀の世子悦燿来朝す。皇太子に命じて文華後殿に賜宴し、其の従官は西廡に宴せしむ」。

(27) 同右書、永樂三年九月丙寅の条「蜀世子悦燿辞して帰

る。上、其の純雅にして論絶進学なるを嘉し、白金綵幣を賜い厚きを加う。其の従官に鈔を賜ふこと差有り」。

(28) 永樂三年（一四〇五）に、世子・郡王の妃冊立の事例は、世子悦燿以外に四例ある。まず、崇陽王（楚王第五子孟燦）には貴州の新添衛指揮僉事胡忠の女が、通山王（楚王第六子孟煥）には湖広の永州指揮僉事程斌の女が、長山王（齊王第三子賢燄）には南直隸の淮安衛經歷胡福の女が、永和王（晋王第六子濟煥）には山西蒲州知州王綽の女が、それぞれ冊立されている（『太宗実録』永樂三年二月甲戌、同月癸丑、十一月甲午の諸条、参照）。

(29) 同右書、永樂三年十一月甲午の条「營国威襄公郭英の女を冊して郢王棟の妃と爲し、左都督劉貞の女を伊王驛の妃と爲し、蒲州知州王綽の女を永和王濟煥の妃と爲す」なお、伊王驛は、麗妃葛氏を母として、洪武二十一年（一三八八）六月初六日に生まれた。二十四年（一三九一）四月十三日に伊王に封ぜられ、永樂六年（一四〇八）五月十一日に河南洛陽県に之国した。十二年（一四一四）九月二十五日に薨去、在位二十四年、寿二十七、洛陽魏山に葬られた（明・王世貞の『弇山堂別集』卷三三、同姓諸王表）。

(30) 靖難の役勃発後における大寧の動向は、燕王軍・建文軍双方の注目するところとなった。大寧は、喜峰口外にあり、東は遼左に連なり、西は宣府に接した巨鎮であったので、北辺の重要拠点の一つとして重視され、太祖第十六子の寧王権が之国したが、その寧王府は軍事的には諸王の中

でもとりわけ有力な王府であった。燕王はその軍事的重要な性から大寧攻略を意図し、洪武三十二年「建文元年（一三九九）十月に襲撃し、これを支配下に入れた（前掲拙著『明代建文朝史の研究』第六章 靖難の役と諸王の動向）二六〇—二六一頁」。劉貞が総兵官としての職責を放擲して大寧を脱出したのはこのときのことであろう。

(31) 張徳信著『明代職官年表（第三冊）』（黄山書社、二〇〇九年）「鎮守總兵官年表」二九二—二九三頁。

(32) 詳しくは拙著『明代中国の軍制と政治』（国書刊行会、二〇〇一年）「前編第六章 借職制」参照。

(33) 『嘉靖十七年戊戌科登科録』。

(34) 『成化十七年辛丑科登科録』。

(35) 文官の劉貞に関しては、まず『太祖実録』洪武四年閏三月庚辰の条に、「兵部尚書劉貞を以て治書侍御史と為す」とあり、続いて、洪武五年二月辛卯の条に、「四川等処茶塩都転運司を成都に置き、治書御史劉貞を以て転運使と為す。其の属する所の塩課司二十五処、歳ごとに大引塩三万七千八百四十二引有奇を弁ず」とある。

(36) ここを応天府と名付け、本拠としたのは、朱元璋が集慶を攻略したとき、城郭を周覽して、「金陵は堅固なり。古の所謂長江天堑にして、真に形勝の地なり。倉廩実ち、人民足る。吾、今これを有せり」と言った。これに対して、徐達が「今、此を得るは始と天授なり」と応えた。そのようなやりとりがあつて、「天帝の授に応える」という意味

において、応天府と命名したのである（同右書、丙申三月辛卯の条、参照）。

(37) 『史料D⑤-1』とその原拠を同じくするとみられる史料が『国朝献徴録』卷一〇六、都督府一、左右都督、右都督劉真伝である。両者を比較すると、わずかながら文字の異同がある。

(38) 明朝成立以前における劉貞の動静に関して、『太祖実録』にみえるのは、戊戌年、すなわち元の至正十八年（一三五八）春正月戊戌春正月のことで、『史料D⑤-d』にみえるように中翼右副元帥謝再興・元帥趙德勝とともに南直隸池州府の石埭県を攻略し、陳友諒の兵と戦つてこれを敗り、その将である銭清・孟有徳・張遵道等及び部卒四百余人を擒獲した。さて、朱元璋が至正十四年（一三五四）にいわゆる「朱元璋集団」を率いて郭子興の統制を離れて自立し、独自の行動を始めて定遠・盱眙・泗州等淮南の諸地を征服、翌年には長江を渡る、いわゆる「渡江」に成功し、江南の要地太平路を攻略した。その結果、この地に朱元璋政権として最初の官庁が置かれることになるが、それが太平興国翼元帥府であつた（阪倉篤秀『明王朝中央統治機構の研究』汲古書院、二〇〇〇年、「前編第一章 翼元帥府から行中書省体制への転換」五頁）。「史料D⑤-d」にみえる中翼右副元帥謝再興・元帥趙德勝・総管劉貞等は政権の中枢機関たるその太平興国翼元帥府に係る人々であつたのであろうか。中翼元帥府の組織については史料上分明せ

ず、明確な説明ができない。ただ総管劉貞に関していえば、至正十四年（一三五四）を繫年とする史料として、清の阮元が編録した『兩浙金石志』巻九、「宋秀州陸宣公祠堂碑」に関する説明として、「右碑文 正書十七行。嘉興県に在り。按ずるに祠は宣公橋に在り。景定癸亥、改めて書院と爲す。大徳九年、復た祠を爲す。牟獻記に見ゆ。後ちに至元二年、僧掘りて菴と爲す。至正十四年、総管劉貞復た書院を建つ。劉基記に見ゆ」とあり、ここにみえる総管劉貞の行実にふれて、光緒「嘉興府志」巻一〇、壇廟一、陸宣公祠には、さらに、「庵、至正十四年、嘉興路総管劉貞、庵を撤して復び公祠・書院を建つ」とあり、総管劉貞は唐代の政治家である陸宣公、すなわち陸贄（宣は諡）の公祠・書院の再建に尽くしたという。陸贄は徳宗のとき、重臣となつた。その奏議を録した『陸宣公奏議』は我が国でも『貞觀政要』とともに政書の必読書とされた。前引『兩浙金石志』に「宋秀州陸宣公祠堂碑」とあるが、秀州とはのちの嘉興（浙江）を指し、ここが陸贄の出身地であり、その祠堂と書院もここに設置されていた。それで至正十四年（一三五四）に嘉興路総管劉貞が再建したのであつた。劉貞が朱元璋に帰附したのは、乙未年至正十五年（一三五五）のことであつたから（『史料D⑤①』参照）、「宋秀州陸宣公祠堂」等の再建修復は、帰附する一年前の出来事であつた。

(39) 『太宗実録』永樂四年九月己巳の条「蜀王長孫生まる。

明代蜀王府と成都三護衛（川越）

名を友増と賜う。世子悦嬾の子なり」。

(40) 同右書、永樂七年六月乙未の条「蜀世子悦嬾薨す」。

(41) 同右書、永樂三年九月辛酉の条「楚世子孟焯、辞して帰るに、宴は初めの如し。賜賚に至りては等を加う。其の從官に鈔を賜ふこと差有り」。

(42) 悦嬾妃の死去は、同右書、永樂八年秋七月辛卯の条に「是の日、蜀悼莊世子の妃劉氏薨す。訃聞するや、皇太子、官を遣わして祭を賜い、工部に命じて喪葬を治せしむ」とあるように、永樂八年（一四一〇）秋七月二十六日のことであつた。

(43) 『太祖実録』洪武二十五年八月戊午の条「皇第三十四孫悦嬾生まる。蜀王椿の第二子なり」。

(44) 『太宗実録』永樂二年夏四月甲戌の条、この封爵は、永樂帝が第一子高熾を皇太子に、第二子高煦を漢王とし、第三子高燾を趙王とし、諸王子の未だ封爵を受けていない者で嫡長子は世子に封じ、衆子は郡王としたときのこと、で、「蜀王第一子悦嬾、華陽王と爲す」とある。

(45) 永樂帝の崩御については、同右書、永樂二十二年秋七月庚寅の条に、「車駕は榆木川、上大漸す。遺命もて位を皇太子に伝う。且つ云う、喪服の礼儀は一に太祖皇帝の遺制に遵れ、と。夜、星有り碗の大きさの如し。赤色大光し、奎宿より起こり東行し、參宿の中に入る。尾跡炸散し、衆星搖動せり」とある。

(46) 悦嬾の生没年については、『太祖実録』洪武二十六年六

月壬寅の条に、「皇第三十八孫悦燿生まる。蜀王の第三子なり」、『太宗実録』永樂十六年八月壬寅の条に、「崇寧王悦燿薨す。訃聞するや、祭を賜ひ有司に命じて喪葬を治せしむ。悦燿は蜀献王の第三子なり」とある。

- (47) 悦燿に関して贅語を弄すれば、悦燿もまた蜀王椿にとつては頭の痛い問題児であつたようである。悦燿は父椿の勘氣を被つて罰をうけた。すると、椿の同母弟である谷王樞（太祖第十九子）の湖広長沙府所在の谷王府に逃げ込んだ。永樂十四年（一四一六）秋七月のことである。時に悦燿、二十四歳であつた。蜀王にとつて愚息悦燿の谷王府への逃亡は、きわめて憂慮せざるをえない事態であつた。実はこの時期、谷王樞には逆謀の疑いがかかつていたからである。そうした同母弟の謀反嫌疑に加担していると永樂帝にみられたならば、蜀王府は存亡に関わる危殆に瀕することには必至であり、それを避けることもあつて蜀王椿は谷王を告発している。いま、谷王樞の逆謀事件と蜀王椿および悦燿との関わりを簡単に摘記したが、悦燿のその二年後の薨去は、この事件の処理に絡んでいるとみられるが、それを直接結びつける証憑をいまのところ有していない。この谷王樞の逆謀事件については、張奕善「春国後の明成祖与諸藩王関係考」（『朱明王史論文輯—太祖・太宗篇』台湾・国立編訳館、中華民國八十一（一九九一）年）にふれるところがあるが、事件の顛末を論述することに重きが置かれてるので、当該逆謀事件、とくに蜀王椿が同母弟谷王樞を告

発したことの背景については、直接・間接の双方から考察する必要がある。それについては、別稿「永樂十四年の谷王逆謀事件と蜀王」（仮題）にて検討したい。

- (48) 悦燿の生没年は、『太祖実録』洪武二十九年十二月庚寅の条「皇第四十七孫悦燿生まる。蜀王の第五子なり」、『英宗実録』天順六年春正月己未の条「蜀王悦燿薨す」に拠る。

- (49) 『宣宗実録』宣德六年九月丙子の条「蜀王友堦薨す。王は献王の嫡孫にして悼莊世子の長子なり。永樂二十二年十月に襲封する。薨年二十六。訃聞するや、上視朝を輟む」と二日。官を遣わして祭を賜う。諡は靖と曰う。有司に命じて喪葬を治せしむ。王薨するや妃李氏・侍姫黄氏皆な自経せり。事聞するや祭を賜う。有司に命じて墳を治せしめ、黄氏に贈りて王夫人と為す。

- (50) 同右書、宣德九年六月丙寅の条「蜀王友堦薨す。王は献王の孫にして靖王の母弟なり。初め羅江王に封ぜらる。靖王薨じ子無し。王、位を嗣ぐ。淳厚にして端謹なり。言動礼を率り、未だ嘗て過ち有らず。上、初め王の風疾を得るを聞くとや、亟かに中官に命じて医を以て馳駆せしむ。往きて視るも及ばずして薨す。年二十六。訃聞するや、上、深く之を悼み、視朝を輟むること三日。永康侯徐安を遣わし祭を賜う。諡は僖と曰う。有司に命じて喪葬を治せしむ」。なお、新出史料の簡介を兼ねて、『宣宗実録』の蜀王友堦薨去記事に照応する碑文にふれておくことにする。それ

は、一九七八年に成都市竜泉駅区十陵鎮蜀僖王陵前室から出土し、現在は成都市竜泉駅区明王陵博物館に所蔵されている宣徳十年（一四三五）の「大明蜀僖王墳誌」（前掲『成都出土歴代墓銘券文図録綜釈（下巻）』、五五七頁に収録）である。『成都出土歴代墓銘券文図録綜釈（下巻）』の【簡釈】には、その形状について、「青灰石質。呈碑形、通高一四八、厚一三厘米。碑首高四八厘米、寛七八厘米、碑身高一〇〇、寛七八厘米。碑首正中堅刻四行兩排、共七字、即「大明蜀僖王墳誌」、字体篆書。其沿辺飾雲紋、兩側各雕刻一龍紋圖案。碑身四辺鐫刻花紋飾帶、誌文共一九行、滿行一四字、全文共三三三三字。字徑二・一至四・二厘米、字体楷書」（同書、五五九頁）とある。さて、全文併せて二三三三字の中の薨去に関する部分であるが、これについては、「宣徳七年九月二十日、襲封して蜀王と為る。王は淳厚にして端淑なり。言動礼を率り、未だ嘗て過ち有らず。嘗て風疾を患うも既に愈ゆ。九年、復た作し、人を遣わして馳す。上、亟かに医に命じて往きて視せしむ。閏月して復た疾の加すを奏するや、特に太監昌盛を遣わし御医盛起東を以て馳せ視せしむ。既にして行くも、訃首奏せらる。其の薨は是の年六月二十一日、享年二十有六。上、訃を聞くや、震悼し視朝を輟むること三日。永康侯徐安を遣わし往きて祭賜せしむ。傳と諡す。有司に命じて喪葬を治せしむ。宣徳十年三月十三日を以て、成都府華陽県積善郷正覺山の原に葬る」とあり、病を得てから薨去するに至る

状況を知ることができる。

(51) 『仁宗実録』永樂二十二年冬十月壬寅朔の条。

(52) 『皇明詔令』卷、「立皇后太子并封諸王詔」永樂二十二年十月十一日」による。

(53) 『明史』卷二五五、陳懷伝。

(54) 以上にのべた正統九年（一四四四）の兀良哈征討の、その諸相および軍事史的位位置については、拙稿「明代、以克列蘇、戦役考」（『中央大学文学部紀要』史学第五八号、二〇一三年）参照。

(55) 土木の変については、拙著『モンゴルに拉致された中国皇帝 明英宗の数奇なる運命』（研文出版、二〇〇三年）参照。なお、土木の変と陳懷との関わりについては、拙稿「ふたたびの「兵戈槍攘」に」（『中央大学アジア史研究』第三九号、二〇一五年）においても少しくふれた。

(56) 陳懷に対する科道官の弾劾とそれに対する宣徳帝の対応・処置については、奥山憲夫「明・宣徳朝における武臣の「自陳」」（『国士館大学人文学』第四号、二〇一四年）に詳しい。

(57) その一事例として、藍玉党案のケースがあげられる。拙著『明代中国の疑獄事件 藍玉の獄と連座の人々』（『風響社』二〇〇二年）、拙稿「首告の世界」『アジア史における社会と国家』（中央大学出版部、二〇〇五年）、「首告の世界（承前）」（『中央大学文学部紀要』史学科第五一号、二〇〇六年）参照。

(58) 建文帝の削藩政策において行使された告発・逮捕のパターンについては、拙著『明代建文朝史の研究』（汲古書院、一九九七年）第一章「削藩政策の展開」参照。

(59) 宣徳年間における諸王禁圧政策、とりわけ王府護衛の削減問題については、すでに佐藤文俊氏が「王府護衛削減表」を作成して、それにもとづいて考察され、『明代王府の研究』（研文出版、一九九九年）第一部第二章「明代王府分封意図の変遷」六九―七〇頁、また奥山憲夫氏は、総兵官と王府との関わりを考察の中で、総兵官が告発に関わった諸王府の事例を挙げて論じられているが、『明・宣徳朝の総兵官（二）』、『史朋』第四六号、二〇一三年）三八―四一頁、本稿に関わる陳懷の蜀王府告発と成都二護衛返上問題とを宣徳帝の諸王禁圧政策の線上に位置づけるためには護衛削減の対象となった各王府の護衛の設置から護衛削減に至る道筋について確認することを中心にやや詳しく検討する必要がある。それは今準備中の「謀反は作られる―明宣徳朝の諸王政策によせて―」（仮題）において論述する予定である。

(60) これらの衛選簿は、衛所官の経緯・来衛経路・襲職時期・年齢・統柄・職の昇降等のデータを記載したもので、本来、衛所ごとに作成されたものであり、設置された衛所の数と同じ数の衛選簿が存在したはずであるが、新出の『中国明朝檔案総匯』には、一〇二の衛所の衛選簿が収録されているにすぎない。とはいえ、登記簿ともいべきこ

れらの衛選簿類を詳細に分析していけば、明代軍制史・軍政史研究にはなほ有益な材料をえることができる。

(61) 衛選簿においてはそれぞれの家の世襲状況を記述するにあたり、古い世襲記録は内黄と外黄からなる黃簿を参照している。内黄と外黄のうち、いずれを参照し勘査したかを示しているのが、「内黄査有り」あるいは「外黄査有り」という文言である。ちなみに、黃簿の中、内黄は内庫に所蔵され、外黄は印綬監が収掌していた。『菽園雜記』巻十、参照。

(62) 黄鉞が宣徳六年（一四三二）に成都中護衛から移った先を成都左衛に作っているが、それは成都左護衛左所の謬りである。成都左衛について、正徳『大明会典』巻一〇八、兵部三、職方清吏司、諸司職掌の、右軍都督府、四川都司の条に、「成都左衛 革す」とあり、さらには、『明史』巻九〇、兵志二、衛所には、「初め、洪二十六年、天下の都司・衛所を定む」と始まる記事の中の右軍都督府、四川都司の条に、「成都左衛 革す」とあり、「後、天下の都司衛所を定む」という記事の右軍都督府、四川都司の条には、成都左衛の名称はない。こうした史料から、成都左衛は明代一朝を通じて存在したものでなかったことが知られるが、成都左衛が査革された年次に関わる明証は摘索しえない。ただ、『史料H①』にもとづいて段落を分けて説明した中で、③黄鉞が宣徳六年（一四三二）に成都中護衛前所から移衛した先を成都左衛から成都左護衛に訂正したの



は、⑦のように、後裔は成都左護衛左所に所属しているからである。⑦には正徳九年（一五一四）の紀年を有するが、黄鉞の嫡長男黄宣の世襲に関して、三輩黄宣の項、「旧選簿査有り」の下には、「正統四年四月、黄宣、成都左護衛左所正千戸黄鉞の嫡長男に係る」とあり、黄鉞を成都左護衛左所正千戸に作っている。したがって、宣徳六年（一四三二）に黄鉞が成都中護衛から移衛した先は成都左護衛であって、成都左衛ではなかったことだけは確認されよう。

- (63) ちなみに、郭乾の兵部尚書在任は、隆慶四年（一五七〇）二月二十九日から五年（一五七二）三月十八日まで、右侍郎王遴の兵部右侍郎在任は隆慶四年（一五七〇）三月八日から五年（一五七二）三月十五日までである。前掲張徳信編著『明代職官年表』第一冊、部院大臣年表（京師）、ならびに部院侍郎年表（京師）、参照。
- (64) 藍玉党案（藍玉の獄）については、拙著『明代中国の疑獄事件―藍玉の獄と連座の人々』（風響社、二〇〇二年）参照。

- (65) 前掲拙稿「藍玉党案と蜀王朱椿」参照。
- (66) 藍玉を舅とし、かつその党案に麾下の成都三護衛からも逮捕者を出した蜀王朱椿が洪武帝から監視と統制の下に置かれたことを推量する証憑の一つとして、【表②】No.20、35の十六事例中八件が洪武二十六年（一三九三）に集中していることが挙げられる。その中のNo.23・25・26・34の四

件、すなわち半分は南京錦衣衛の力士出身であることが知られる。つまり藍玉党案のあとに錦衣衛から成都三護衛に送り込まれたが、宣徳六年（一四三二）における成都中護衛・右護衛返上の際に、残置の成都左護衛からも錦衣衛出身者が一部が南京豹韜左衛に移されたのである。No.23・25・26・34には錦衣衛の名はみえないが、宣徳六年（一四三一）、南京の豹韜左衛・龍虎左衛へ配置換えにならず、成都左護衛に移衛された事例の中の、例えば、No.3張奎の条に、「祖張信、洪武十三年、挙げて錦衣衛力士に充てられ、成都中護衛中所小旗に編充せらる。（中略）宣徳六年、成都左護衛右所に調せらる」（二九頁）とあり、またNo.10韓琮の条に、「一世祖韓孝忠、錦衣衛力士に充てられ、洪武玖年、成都中護衛に改めらる。（中略）宣徳陸年、今の衛所に調せらる」（二八頁）と力士の所属を錦衣衛としている（その他の事例については【表①】参照）。錦衣衛親軍指揮司の簡稱である錦衣衛は、南京に設置された親軍上十二衛（金吾前衛・金吾後衛・羽林左衛・羽林右衛・府軍衛・府軍左衛・府軍右衛・府軍前衛・府軍後衛・虎賁左衛・旗手衛と錦衣衛）の一つで（『明史』巻九〇、兵志二、衛所の条）、もともと皇宮の禁軍で、皇帝の巡幸や儀仗を司る近衛軍として、太祖以来、直駕・侍衛・緝捕・特務・刑獄などを掌握・管理した。下部機関として南北の鎮撫司を持った。皇帝に直属する十二親軍衛の中で、刑・兵にわたる権限を持ち、城内外の巡察や犯人の訊問逮捕をも

行ったのは錦衣衛だけであった（錦衣衛の実態については丁易『明代特務政治』中外出版社、一九五一年、参照）。藍玉党案が終息したあとの成都三護衛に、かかる錦衣衛からその成員が送り込まれたのは、党案に連座して逮捕者を出して衛所官の数が減じた成都三護衛の衛所官の単なる補充と思量すると註誤を犯すであろう。

(67) 拙稿「靖難の役と蜀王府（一）」—四川成都三護衛の動向を手掛かりに—（『中央大学文学部紀要』史学科第五〇号、二〇〇五年）参照。

(68) 前掲拙稿「藍玉党案と蜀王朱椿」二二三頁。

(69) 前掲佐藤文俊『明代王府の研究』第一部第二章 明代王府分封意図の変遷」参照。

(70) 衛所軍を対象にそれらを小旗に、小旗から総旗に陞進させる場合は、『成都左護衛選簿』顧恒の条（一九五頁）に、「宣徳十年、蜀王、令旨もて小旗と做す」とあり、楊自喬の条（三四〇頁）には、「楊清、役を代わる。蜀王の令旨を奉じて併を免ぜられ総旗に充てらる」とある。これに對して、衛所官職への陞進は、『史料P①』の中で、洪熙皇帝が、「朝廷の制、護衛官の當に陞降すべき者は王の具奏に従う」と諭していることと、具奏、すなわち奏本をしたためて上奏して、皇帝の裁可をえなければならなかった。『成都左護衛選簿』に、それを窺わせる事例が少なくない。それらを摘索して、掲出すると、つぎのような事例がみえる。

○周東の条（二〇四頁）「曾祖、原と正千戸に係る。蜀王の保に該り、前職（指揮僉事）に陞せらる」

○曹洪の条（二六九頁）「天順」七年、副千戸に陞せらる。老疾す。祖曹堅、革せらる。一級を奏保して祖役

総旗の上に功一級を加え、試百戸に替せしむ」

○彭賑の条（二九一頁）「宣徳六年、蜀王奏して巳革の署百戸に陞せらる」

○唐友の条（二九三頁）「宣徳六年、蜀府の奏保に該り百戸に除せらる」

○馬銳の条（三二五頁）「天順四年十二月、馬昭、年五十三歳、成都左護衛後所の総旗に係る。保もて百戸に陞せらる」

○王承宗の条（三二六頁）「水楽元年、保もて本衛（成都中護衛）右所副千戸に陞せらる」

等の事例があり、蜀王が陞進の上奏をして初めて陞進が実現していることが知られる。衛選簿には「陞□□」という文言が圧倒的多数を占められども、そこには推薦を意味する「保」という文字が省略されているということになる。

以上を要するに、諸王が護衛の人事に関して専権を有するのは、軍士を小旗や総旗に引きあげるときだけで、その総旗を試百戸に、試百戸をさらに上の衛所官職に陞進する場合は、諸王が推薦して皇帝の裁可を待たなければならなかったのである。